

# 滋賀県人権施策推進計画の見直しについて

総務・企画・公室常任委員会 資料6  
令和5年(2023年)10月6日(金)  
総合企画部人権施策推進課

## 1. 計画見直しの趣旨等

### 1 計画見直しの趣旨

「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」に基づき、県では、人権施策の総合的な推進を図るための方針として「滋賀県人権施策基本方針」を策定している。また、この方針に掲げる人権施策全般を具体化し、総合的、計画的な推進を図るために、「滋賀県人権施策推進計画」を策定している。

現在の計画は平成28年の策定(改定)から7年目を迎えており、その間、部落差別解消推進法等の関係法令の施行、新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害の発生、インターネット(SNS)上での人権侵害の深刻化、性的指向・ジェンダー・アイデンティティ(性自認)への社会の関心の高まりなど、人権をめぐる様々な課題や状況に変化が見られる。

こうした人権をめぐる社会情勢の変化や、令和3年度(2021年度)に実施した県民の人権意識の調査結果等を踏まえた課題への対応を図るため、改定時期を令和7年度末(2025年度末)から前倒しし、計画の内容を見直す。

### 2 計画の性格

- (1)「滋賀県人権施策基本方針」を総合的、計画的に推進するための行動計画
- (2)滋賀県政の最上位計画である「滋賀県基本構想」をはじめとして、県が策定する他の構想・計画・指針等と整合した計画
- (3)「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定される地方公共団体の責務として、県が人権教育・啓発を総合的、計画的に推進するための計画

### 3 現計画の期間

平成28年度(2016年度)から令和7年度(2025年度)まで(10年間)

## 2. 社会情勢の変化の状況

### (1)新たな人権問題の発生・既存の人権課題の変化等

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う様々な人権侵害の発生
- ・SNS上での誹謗中傷等、インターネット上の人権侵害の深刻化
- ・インターネット上における被差別部落の地名の掲載・被差別部落を撮影した動画の投稿などの部落差別の深刻化
- ・性的指向・ジェンダー・アイデンティティ(性自認)などの性の多様性の問題に関する意識の変化
- ・セクハラ・パワハラ等のハラスマントの問題に対する意識の高まり 等

### (2)人権に関する主な法令の施行・改正状況

【平成28年(2016年)】

- ・部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)
- ・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)

【令和元年(2019年)】

- ・アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(アイヌ施策推進法)
- ・<改正>ハンセン病問題の解決の促進に関する法律

【令和2年(2020年)】

- ・<改正>労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(労働施策総合推進法)
- ・<改正>新型インフルエンザ等対策特別措置法
- ※新型コロナウイルス感染症に関連した偏見や差別の防止に関する規定の新設に関する改正

【令和3年(2021年)】

- ・<改正>特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)
- ※開示手続の簡易・迅速化等に関する改正
- ・<改正>刑法
- ※インターネット上の誹謗中傷の深刻化を受けた侮辱罪の厳罰化等に関する改正

【令和5年(2023年)】

- ・子ども基本法
- ・性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律
- ・共生社会の実現を推進するための認知症基本法 ※施行日未定

## 3. 令和3年度「人権に関する県民意識調査」の結果(概要)

### ①人権についての考え方

・今の滋賀県は「人権が尊重される社会」になっていると思うか  
→「そう思う」という回答が50%を超えており、「そう思わない」も約20%ある

### ②人権が尊重される社会の実現に向けての考え方

・「人権が尊重される社会」の実現に向けてどう思うか  
→「自分も実現に向けて努力したい」という積極的な回答が約40%で最も多く一方、「特に考えていない」や「なりゆきにまかせる」という消極的な回答も多い  
②で「なりゆきにまかせる」と答えた場合、そう考える理由は何か  
→「『人権が尊重される社会』がどのようなものかが想像できず、自分が何をすればよいかがわからないため」が約30%で最も多く、次いで「自分一人が努力してもどうにもならないと感じるため」、「仕事や学業、日常生活等で忙しく、他のことを考えている余裕がないため」が多い

### 【図】令和3年度「人権に関する県民意識調査」の結果(抜粋)

①今のお元は、「人権が尊重される社会」になっていると思いますか。

(左から「そう思う」・「そう思わない」・「わからない」)

※「どちらかといえど」を合算した割合

令和3年度調査 56.3% 23.2% 19.4%

平成28年度調査 55.4% 21.9% 22.3%

②「人権が尊重される社会」の実現に向けて、あなたの思いに近いものを選んでください。

(左から「自分も実現に向けて努力したい」・「特に考えていない」・「なりゆきにまかせる」)

令和3年度調査 39.3% 23.1% 21.3% 16.9%

平成28年度調査 39.4% 26.4% 22.9% 13.4%

平成23年度調査 47.2% 18.8% 17.9% 16.9%

③啓発活動(広報誌・講演会・研修会等)の接触状況と人権についての考え方の関係性

・啓発活動への接觸状況が高い人ほど、人権が尊重される社会の実現に向けて「自分も努力したい」という積極的な回答が多い

### ④人権侵害を受けた時の対応の状況

・前回(平成28年度)や前々回(平成23年度)の調査結果と比較すると、人権侵害を受けた時に「何もしなかった」という回答が減少した一方、「法務局、県、市町、警察等の行政機関に相談した」という回答が増加している

(2)で「なりゆきにまかせる」と答えた人になぜそのように思われますか。

「人権が尊重される社会」がどのようなものなのかが想像できず、自分が何をすればよいかが分からぬいため

自分一人が努力してもどうにもならないと感じるため

仕事や学業、日常生活等で忙しく、他のことを考えている余裕がないため

③啓発活動への接觸状況(広報誌) × 人権が尊重される社会の実現に向けての考え方(左から「自分も実現に向けて努力したい」・「特に考えていない」・「なりゆきにまかせる」)

よく読んだ 62.9% 11.3% 16.1% 1.7%

時々読んだ 43.5% 20.4% 22.5% 4.6%

読んだことがない 26.6% 31.9% 23.2% 18.3%

④差別や人権侵害を受けた時の対応(※H23年度・H28年度・R3年度調査)  
法務局、県、市町、警察等の行政機関に相談した一部の結果を抜粋

何もしなかった 59.7% 39.4% 32.3%

H23年度 H28年度 R3年度

7.8% 9.0% 13.4%

## 4. 計画見直し(議会報告等)のスケジュール(案)

令和5年9月議会常任委員会(計画の見直し) → 11月議会常任委員会(骨子案) → 令和6年2月議会常任委員会(素案) → 県民政策コメント(4月) → 6月議会常任委員会(原案) → 計画改定・公表(7月頃)

# 「滋賀県人権施策推進計画」(平成 28 年 3 月改定) の概要

## 第1章 計画の改定にあたって

### 1 計画改定の趣旨

「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」に基づき、県では、人権施策の総合的な推進を図るための方針として「滋賀県人権施策基本方針」を策定、また、この方針に掲げる人権施策全般を具体化し、総合的、計画的な推進を図るため、「滋賀県人権施策推進計画」を策定している。

このたび、計画の期限を迎えるにあたり、これまでの成果を踏まえるとともに、社会情勢の変化や法令等の整備に対応するため、従来の計画の見直しを行う。

### 2 計画の性格

- (1) 「滋賀県人権施策基本方針」を総合的、計画的に推進するための行動計画
- (2) 滋賀県政の最上位計画である「滋賀県基本構想」をはじめとして、県が策定する他の構想・計画・指針等と整合した計画
- (3) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定される地方公共団体の責務として、県が人権教育・啓発を総合的、計画的に推進するための計画

### 3 計画の期間

平成 28(2016) 年度から平成 37(2025) 年度まで(10 年間)

### 4 計画の進行管理

毎年度、人権施策推進審議会に対して人権施策基本方針および本計画に関連する施策の実施状況として、報告し、公表する。

## 第2章 計画の基本的な考え方

すべての人の人権が尊重される豊かな滋賀を実現するため、次のような社会をめざし、施策の推進を図る。

- ・命を大切にし、安心して暮らせる社会
- ・一人ひとりが輝く社会
- ・多様性を認め合う共生社会
- ・ともに支え合う協働社会



## 第3章 人権施策の推進

- ・あらゆる分野において人権尊重の視点に立った行政を推進する
- ・人権施策を効果的に実施するため、関係機関が連携し、総合的に推進する

### I 基本施策の推進

#### 1 人権意識の高揚－教育・啓発

- (1) 人権教育・啓発の基本的な考え方
  - ・人権の基本理念に対する理解を深めるとともに人権感覚を高める
  - ・一人ひとりが能力を發揮し、自己実現を図る
  - ・様々な個性や価値観を認め、他者の立場になって考え方行動できる態度を身につける
  - ・自発的な学習のための環境づくり
- (2) 人権教育
  - ① 家庭教育
  - ② 就学前教育・学校教育
    - ・推進体制の充実
    - ・人権学習の具体的展開
    - ・より豊かな実践の展開
  - ③ 社会教育
    - ・学習環境づくり
    - ・人権教育の具体化
  - ④ 人権啓発
    - ① 県民に対する人権啓発
      - ・多様な啓発媒体の効果的な活用
      - ・共感を生む教材の作成
      - ・自主的な学習の支援と県民参加の促進
      - ・人権啓発の実施主体との連携
    - ② 事業者に対する人権啓発
      - ・人権が尊重される明るい職場づくりの推進
      - ・公正な採用選考システムの確立
      - ・関係機関等との連携

#### 2 人権侵害に対する救済－相談・支援体制の充実

- ・総合的な相談窓口の設置・運営
- ・専門的な相談窓口の充実
- ・相談機関の連携
- ・相談窓口のPR
- ・相談員等の資質向上と体制強化

### II 重要課題への対応

#### 1 対象者別

##### 1 女性

- ・家庭・地域における男女共同参画の推進
- ・働く場における男女共同参画の推進
- ・男女の人権尊重と安心して暮らせる社会づくり
- ・総合的・計画的な関連施策の推進

##### 2 子ども

- ・子どもが尊重される社会環境づくりの推進
- ・児童虐待防止総合対策の推進
- ・社会全体で子育て・子育ちを支える
- ・不登校への対応
- ・いじめへの対応
- ・ひとり親家庭に対する支援の推進
- ・子どもの貧困対策の推進
- ・総合的・計画的な関連施策の推進

##### 3 高齢者

- ・健康寿命の延伸と高齢者の社会参加の推進
- ・医療福祉・在宅看取りの推進
- ・地域包括ケアの推進
- ・認知症対策の推進
- ・高齢者虐待の防止と権利擁護
- ・総合的・計画的な高齢者施策の推進

#### 2 その他

##### 1 個人情報の保護

- ・個人情報保護制度の啓発
- ・個人情報の苦情相談への対応

##### 2 インターネットによる人権侵害

- ・インターネットによる人権侵害の防止のための教育・啓発
- ・差別書き込みやネット上のいじめへの対応
- ・関係機関・団体と連携した取組の推進

##### 3 ヘイトスピーチ

- ・情報の収集と啓発

##### 4 災害発生時の人権問題

- ・要配慮者の避難支援体制の強化
- ・広報・啓発の推進
- ・総合的・計画的な関連施策の推進

## 第4章 推進体制

1. 庁内における推進体制
2. 人権に関わりの深い職業従事者の人権研修
  - 公務員、学校教育関係者、社会教育関係者、医療関係者、福祉関係者、消防職員、警察職員、マスメディア関係者
3. 国、市町、NPO 等との連携



# 滋賀県人権施策推進計画

～すべての人が輝く滋賀をめざして～

平成28年3月

滋 賀 県

## 目 次

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 第1章 計画の改定にあたって          | 1  |
| 第2章 計画の基本的な考え方          | 2  |
| 第3章 人権施策の推進             |    |
| I 基本施策の推進               |    |
| 1 人権意識の高揚－教育・啓発         |    |
| (1) 人権教育・啓発の基本的な考え方     | 4  |
| (2) 人権教育                | 5  |
| ① 家庭教育                  |    |
| ② 就学前教育・学校教育            |    |
| ③ 社会教育                  |    |
| (3) 人権啓発                | 7  |
| ① 県民に対する人権啓発            |    |
| ② 事業者に対する人権啓発           |    |
| 2 人権侵害に対する救済－相談・支援体制の充実 | 10 |
| II 重要課題への対応             |    |
| 1 対象者別                  |    |
| 1 女性                    | 12 |
| 2 子ども                   | 14 |
| 3 高齢者                   | 17 |
| 4 障害者                   | 21 |
| 5 同和問題                  | 25 |
| 6 外国人                   | 27 |
| 7 患者                    | 29 |
| 8 犯罪被害者等                | 31 |
| 9 その他                   | 33 |
| 2 その他                   |    |
| 1 個人情報の保護               | 34 |
| 2 インターネットによる人権侵害        | 35 |
| 3 ヘイトスピーチ               | 36 |
| 4 災害発生時の人権問題            | 36 |
| 第4章 推進体制                | 38 |
| 1 庁内における推進体制            |    |
| 2 人権に関わりの深い職業従事者の人権研修   |    |
| 3 国、市町、NPO等との連携         |    |
| ■ 用語の解説                 | 41 |
| 本文中※の付いた用語は解説があります。     |    |
| ■ 参考資料                  |    |
| 人権関係年表                  | 47 |
| 滋賀県人権尊重の社会づくり条例         | 51 |
| 滋賀県人権施策基本方針             | 52 |



# 第1章 計画の改定にあたって

## 1 計画改定の趣旨

「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳および権利について平等である。」

これは、すべての人の人権が尊重される豊かな社会づくりをめざして、平成13年(2001年)4月に施行された滋賀県人権尊重の社会づくり条例(以下「人権条例」という。)の冒頭の一文です。

この人権条例に基づき、県では、平成15年(2003年)3月に、人権意識の高揚を図るための施策その他の人権が尊重される社会づくりに関する施策(以下「人権施策」という。)の総合的な推進を図るために方針として「滋賀県人権施策基本方針(以下「人権施策基本方針」という。)」を策定しました。

平成23年(2011年)3月には、人権施策基本方針に掲げる人権施策全般を具体化し、総合的、計画的な推進を図るため、平成27年度(2015年度)を期限とする「滋賀県人権施策推進計画」を策定しました。

このたび、計画の期限を迎えるにあたり、これまでの成果を踏まえるとともに現在の様々な人権課題の状況および社会情勢の変化や法令等の整備に対応するため、従来の計画の見直しを行い、人権施策推進計画を改定することとします。

## 2 計画の性格

- (1) 人権施策基本方針を総合的、計画的に推進するための行動計画
- (2) 滋賀県政の最上位計画である「滋賀県基本構想」をはじめとして、滋賀県が策定する他の構想・計画・指針等と整合した計画
- (3) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定される地方公共団体の責務として、県が人権教育・啓発を総合的、計画的に推進するための計画

## 3 計画の期間

平成28年度(2016年度)から平成37年度(2025年度)までの10年間の計画とします。

## 4 計画の進行管理

毎年度、人権施策基本方針および計画に基づいた関連施策実施状況をまとめ、滋賀県人権施策推進審議会に対して報告し意見を聴きます。また、県のホームページ等で県民に公表します。

計画期間中の社会情勢等の変化や関連する個別計画等の変更については、計画のめざす方向性を基本に適宜適切な運用を図りながら関係施策を推進するほか、必要に応じて計画自体の見直しを行います。

## 第2章 計画の基本的な考え方

すべての人の人権が尊重される豊かな社会づくりをめざす人権条例においては、「県は、人権施策を積極的に推進すること」を責務とすることを明記するとともに、人権施策を総合的に推進するために人権施策基本方針を定めることとしています。

人権施策基本方針は、県が各種政策を決定し、実施していくすべての段階で準拠すべき基本的な考え方を示すものとされており、県は、あらゆる分野において施策の策定および実施にあたっては、基本方針との整合に努めるものとしています。

人権施策基本方針では、「人権の基本理念\*」である、①人権の普遍性・日常性、②人権の平等性、③個人の尊重、④多元社会と共生、⑤人権の義務的性格について明らかにするとともに、人権に関する「基本施策の推進」「分野別施策の推進」「推進体制」について明記しています。

さらに、この計画において人権施策基本方針を具体化するため、人権尊重の視点に立った行政の推進姿勢をより明確にするとともに、「基本施策の推進」として「人権意識の高揚—教育・啓発」「人権侵害に対する救済—相談・支援体制の充実」や「重要課題への対応」、「推進体制」について示し、県はこの計画に基づき、人権施策を積極的に実施します。

また、関係する法令等に基づく個別計画が策定されている重要課題については、各計画に基づき着実な推進を図ることとしています。

すべての人の人権が尊重される豊かな滋賀の実現のため、本計画において次のような社会をめざし、施策の推進を図ります。

### 命を大切にし、安心して暮らせる社会

命を大切にし、私たち自身の心身や生活が脅かされることなく安心して暮らせる社会の実現とともに、豊かな自然と人権が尊重される社会を将来の世代に引き継ぐことをめざします。

### 一人ひとりが輝く社会

一人ひとりが様々な個性を持ったかけがえのない存在として尊重され、誰もが生きがいを持って暮らせる社会の実現とともに、一人ひとりの持つあらゆる可能性や能力が發揮され、みんなが輝く社会の実現をめざします。

### 多様性を認め合う共生社会

すべての人がお互いに尊重し、理解し、助け合うことにより、世代や文化など様々な違いを超えて、一人ひとりの多様性が認められ、対等な関係の中で共に生きていく社会の実現をめざします。

## **ともに支え合う協働社会**

県民や各種団体、企業、行政などの多様な主体が、連携を図り、それぞれの役割や特長をいかしながら、人権が尊重される豊かな滋賀をめざし、いきいきと活動する協働社会の実現をめざします。

## 第3章 人権施策の推進

県行政の業務は、県民一人ひとりの生活に密接に関係していることから、様々な分野で人権に関わっています。人権は、人権が侵害されている人だけに関わることではなく、すべての人に保障された身近な権利であるという認識のもと、県行政は、あらゆる分野において人権尊重の視点に立った行政の推進に取り組みます。

さらに、今日の人権課題は複雑化、多様化していることから、人権施策を効果的に実施するため、関係機関と連携して総合的に推進します。

### I 基本施策の推進

#### 1 人権意識の高揚—教育・啓発

##### (1) 人権教育・啓発の基本的な考え方

人権が尊重される豊かな社会の実現のためには、県民一人ひとりが人権尊重の理念に対する理解を深めることが不可欠です。人権意識高揚のための教育・啓発は、人権尊重の社会づくりのための最も基本となる施策であり、次の点に留意して施策を推進することとします。

##### 人権の基本理念\*に対する理解を深めるとともに人権感覚を高める

命を軽視するような凶悪犯罪をはじめ、いじめや虐待など命を脅かすような事件が発生しており、命を尊重する意識が薄れてきていることが指摘されています。このため、改めて生命の尊さ・大切さや、自己がかけがえのない存在であると同時に他者もかけがえのない存在であることを今一度思い起こし、他者との共生・共感の大切さを真に実感できるように努めます。

あわせて、人権施策基本方針に掲げる人権の基本理念の視点から日常の物事を見たり考えたりできる人権感覚を高めます。

##### 一人ひとりが能力を發揮し、自己実現を図る

個人がその能力を發揮し、可能性を追求することが、同時に社会全体を発展させることにつながります。このため、一人ひとりが持つ可能性を、社会の中で最大限に発展させることができるよう、自らの能力を信頼し、それを高め、自己実現を図る態度を養います。

## **様々な個性や価値観を認め、他者の立場になって考え方行動できる態度を身につける**

様々な個性や価値観が存在することを認め、尊重する態度を身につけます。そして、人権についての知識や人権感覚が、具体的な態度や行動につながるよう、他者の立場、特に人権侵害を受けている当事者の立場になって考え、それに基づいて自ら行動できる態度を身につけます。

### **自発的な学習のための環境づくり**

県民一人ひとりの人権意識の高揚を図るためにには、それぞれの取組が、一人ひとりの問題意識とつながり、自主的な学習へと発展するという、個々人の自発性に基づく学習を促すことが必要です。

また、人権尊重の社会づくりをめぐる課題は決して固定したものではなく、社会の変化により今後も新たな課題が生まれてくると考えられます。一人ひとりの県民が主役となって地域づくりに参画することが求められている中、日常の課題を自ら解決する力を養い、人権尊重という普遍的な考え方に基づいて、人権をめぐる新しい課題に取り組むことが必要となります。

このような考え方方に立って、県民の自発的な学習のための環境づくりに一層努めます。

## **(2) 人権教育**

人権教育は、人権に関する知的理性和人権感覚の涵養を基盤として、意識、態度、実践的な行動力など様々な資質や能力を育成し、発展させることをめざす総合的な教育です。

人権教育を推進するにあたっては、人権の大切さや人間の尊厳など人権についての基礎的な学びの普遍的な視点からのアプローチと、個別的な人権問題についての学びの充実と創造をめざす個別的な視点からのアプローチを互いに関連させながら、取り組んでいきます。

### **① 家庭教育**

家庭は、人間形成を図る上で重要な役割を果たす場です。特に、乳幼児期は、人間関係の基礎となる信頼関係を豊かに築いていく上で重要な時期です。子ども一人ひとりをかけがえのない存在として尊重し、個性を生かすとともに、他人への思いやり、命や人権を尊重する豊かな心を育む家庭教育ができるよう支援します。

さらに、子育てに関する学習機会や情報の提供などを通じて、保護者だけでなく、広く地域全体で子育てに取り組む体制づくりを進めます。

### **② 就学前教育・学校教育**

あらゆる場を通じて、幼児児童生徒の自尊感情\*を高めるとともに、自分

や他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を育み、人権に関する知的理解を深め、人権感覚の育成を図ります。

#### ア 推進体制の充実

- ・学校・幼稚園・認定こども園・保育所、地域の教職員・指導者が、様々な人権問題について正しい理解と認識を持ち、人権感覚を磨き高めるとともに、その問題を自分自身の課題ととらえ実践に結びつける技能や態度を身につけられるよう、多様な研修の機会の充実を図ります。
- ・教職員・指導者が取組や方向性等について共通理解を図り、組織的・継続的に取り組むことができる体制を確立し、それを機能させます。また、定期的に点検・評価と見直しを行いながら、取組の改善につなげます。
- ・児童生徒と教職員・指導者が、豊かな人間関係を築きながら共に学び、共に育つため、安心して学ぶことのできる環境づくりを進めます。

#### イ 人権学習の具体的展開

- ・学校・幼稚園・認定こども園・保育所の教育・保育活動において、人権教育に関する指導方法等の改善と充実を図ります。
- ・児童生徒が自分の生活と結びつけながら主体的に学んでいくよう、自らが選択、判断、自己決定できる場を設定したり、参加体験型学習やボランティア体験、フィールドワーク\*を取り入れたりします。特に、児童生徒が自然とのふれあいを通して命の大切さを感じ取ったりするなど、学習方法や内容を工夫します。
- ・人権教育についての多様な学習機会を提供するとともに、児童生徒の意識を踏まえ生活に身近な素材を教材とするなど、感性や心情に訴える学習を進めます。また、様々な人の協力を得ながら、地域の素材の活用にも努めます。
- ・インターネットによる人権侵害や児童虐待\*等、社会情勢の変化にともなう新たな問題にも常にアンテナをはり、学習内容の検討や学習方法の工夫を図ります。

#### ウ より豊かな実践の展開

- ・人権教育の活動を広め、充実させるための情報の発信を行います。
- ・校種間の協力と連携を図るとともに、関係機関・団体等との適切な連携・協働を行い、家庭・地域の理解と協力を得ながら教育・保育活動を進めます。

### ③ 社会教育

県民一人ひとりが、人権についての理解を深め、生涯にわたって自らの生き方に関わる問題として受け止め、人権尊重の精神を日常の生活に具現して

いくことができるよう、学習機会の充実や学習情報の提供など学習環境づくりに努めます。

子どもが誤った認識や偏見・差別意識を持つのは、周りの大人の影響も大きいと考えられることから、大人自身が人権感覚を高め、人権問題についての正しい理解と認識を培い、人権尊重の精神を日常の生活の中に生かしていくことができるよう内容や方法の工夫を図ります。

#### **ア 学習環境づくり**

- ・公民館等の社会教育施設を拠点とした人権に関する各種の学習機会の提供や、地域に住む人々の相互理解の促進を図るための各種交流活動の実施を支援します。
- ・人権に関する研修資料・学習教材や啓発資料の作成・配布を行うとともに、インターネット等も活用して教材、指導者等の情報提供の充実に努めます。
- ・指導者の資質の向上と指導力の強化を図るための研修プログラムを充実し、社会教育主事、社会教育施設関係者、社会教育関係団体の代表者等を対象に研修会を開催します。また、社会教育関係団体等における人権教育への取組を促します。

#### **イ 人権教育の具体化**

- ・これまでの地域ぐるみの取組を生かしつつ、それぞれの実情に応じた、交流活動の充実やボランティア活動の促進を図り、地域の連帯意識に支えられた、住みよいまちづくりをめざします。
- ・人権教育に関する調査・研究や情報提供等のあり方について検討し、学習方法の開発等に努めるとともに、県民の自主的な学習活動を支援します。

### **(3) 人権啓発**

一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、日常生活の中で具体的な態度や行動に結びつく人権感覚を身につけることができるよう、様々な機会をとらえ、より一層効果的な人権啓発を推進します。

#### **① 県民に対する人権啓発**

憲法をはじめとする人権に関わる国内法令や国際条約、人権条例、人権施策基本方針などの人権に関する基本的な事項の周知を図るとともに、各分野における人権に関する知識を習得し、認識が深まるよう努めます。

人権啓発にあたっては、命は尊く大切なものであること、自己がかけがえのない存在であると同時に他者もかけがえのない存在であるということ、他者との共生・共感が大切であること、つまり、自尊感情や寛容の気持ちを養

うことが必要なこと、そして、コミュニケーション能力等の人権に関するスキル（技能）を身につけることの大切さについて啓発します。

さらに、差別等を受けている当事者の立場になって考え、一人ひとりが自分の問題として行動を起こすことの大切さについても啓発します。

また、平和や環境の問題は、国家や世代の枠組みを超えて将来の世代も含めた人類すべての人権の問題であるという広がりも視野に入れて啓発します。

あわせて、県行政の各分野で実施している人権尊重の社会づくりのための取組を県民に周知することは、県民の人権保障に直結しているという認識のもとに、これらの制度・施策の周知啓発を進めます。

#### **ア 多様な啓発媒体の効果的な活用**

これまでの人権に関する県民意識調査において、広報誌や冊子・パンフレット、講演会・研修会への接触状況・参加頻度が高い人ほど、人権が尊重される社会の実現に向けて、自分も努力すべきだと思うと答えている割合が高いという結果が表れています。

このため、すべての県民が啓発活動に触れることができるよう、マスメディア等多様な媒体を活用し、県民が関心を持ち、親しみを感じるよう効果的な啓発をめざします。

実施にあたっては、自らの問題として考えられるよう身近で具体的な事例を取り上げるなど、よりわかりやすい表現に努めるほか、参加型・体験型の啓発など手法を工夫します。

また、多くの人が集う場で啓発活動を行うなど、より多くの県民に人権について考える機会を提供できるよう工夫します。

さらに、県が行う人権啓発の取組等を知ってもらうために、マスメディアに積極的に情報提供するなど、広報に努めます。

#### **イ 共感を生む教材の作成**

県民が啓発に触れ、その内容に共感を持つことで、日常の何気ない言動や習慣等に素朴な疑問を持ち、人権について考え始めることができるよう、啓発教材の作成にあたっては、日常生活や身近な人間関係の中から題材や場面を選んだり、感性に訴える表現を取り入れたりするなど工夫します。

#### **ウ 自主的な学習の支援と県民参加の促進**

県が作成した啓発教材については、広く県民に活用されるよう努めるとともに、地域で開かれる人権に関する研修会等の情報も含め、県ホームページ等で提供し、一人ひとりの自主的な学習を支援します。

また、県民の自主的な取組を促進するため、NPO\*等の社会貢献活動を支援するとともに、県が行う啓発活動の実施においては、幅広い県民の参画を求め、県と県民が一体となって啓発活動を推進します。

さらに、定期的に実施する意識調査のほかに、モニター制度やアンケートで得られる直接的、具体的な県民の意見を参考に啓発手法や内容に検討を加えます。

## エ 人権啓発の実施主体との連携

### ・国との連携

国は、「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、関連する施策を総合的、計画的に推進していることから、滋賀県人権啓発活動ネットワーク協議会\*を通じて大津地方法務局および人権擁護委員が行う啓発活動との連携と調整を図ります。

また、国の啓発事業を受託している（公財）人権教育啓発推進センターとも連携を図ります。

### ・市町との連携

地域に根ざしたきめ細かな啓発の推進を図るためにには、市町の果たす役割が非常に大きいことから、県と市町相互の情報の共有化や市町が行う活動の支援に努めるなど市町との連携を強化します。

また、市町が地域における人権啓発活動を強化するために委嘱した人権擁護推進員の活動を支援します。

### ・（公財）滋賀県人権センターとの連携

人権問題解決のための啓発、教育、相談等の事業を県域で総合的に行う（公財）滋賀県人権センターとの連携を図るとともに、同センターが行う事業を支援します。

### ・企業・NPO・民間団体等との連携

企業・NPO・民間団体等の自主的な啓発活動を促進するため、情報・教材や学習機会の提供などを通じて連携を図ります。

## ② 事業者に対する人権啓発

事業者（企業等）は、社会を構成する一員であり、社会的責任が強く求められています。特に、採用や職場環境の面で、人権尊重の視点に立った取組の重要性がますます高まっています。

すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現に向け、事業者がその社会的責任を自覚し、社内の推進体制を整備し、人権を大切にする企業風土や、人権尊重の意識の高い職場づくりに積極的に取り組むよう啓発に努めます。

特に、7月を「なくそう就職差別 企業内公正採用・人権啓発推進月間」として、各種の啓発活動を集中的に実施します。

## ア 人権が尊重される明るい職場づくりの推進

企業の経営者や人事労務担当者等に対して、男女の均等待遇、ワーク・ライフ・バランス\*(仕事と生活の調和)の推進、セクシュアルハラスメント

ト<sup>\*</sup>(性的嫌がらせ)やパワーハラスメント<sup>\*</sup> (地位等を利用した嫌がらせ)等の防止等をテーマとした広報啓発や研修会を開催するなど、主体的、自主的な取組が行われるよう情報提供を行います。

また、国の施策と連携し、高齢者の継続雇用や障害者の雇用の促進等について啓発するとともに、県行政の各分野においても、関係する事業者等に対する啓発を行います。

さらに、「事業所内公正採用選考・人権啓発推進班<sup>\*</sup>」が各事業所を訪問し、人権課題の研修や人権尊重の取組の推進について啓発を行っていきます。

#### **イ 公正な採用選考システムの確立**

応募者の適性と能力に基づく公正な採用選考が図られるよう啓発に努めます。また、「事業所内公正採用選考・人権啓発推進班」が各事業所を訪問し、事業所の公正な採用選考システムの確立に向けて啓発を行います。

#### **ウ 関係機関等との連携**

事業者に対する啓発にあたっては、国の機関や市町、経済関係団体等と連携・調整を図り、効果的な推進に努めます。

## **2 人権侵害に対する救済一相談・支援体制の充実**

人権が尊重される社会を築くためには、人権教育・啓発とならんで、人権を侵害された被害者に対して実効的な救済を図ることが重要です。

人権侵害の法的救済については、法務省や裁判所など国の専管事項ですが、現状の裁判所による司法的救済や法務省の人権擁護機関による人権侵犯事件の調査処理制度は、実効的な救済という観点からは、それぞれ制約や限界を有しています。このため、法的措置を含め、実効性のある救済制度の早期確立を引き続き国に要望します。

また、県内の人権相談窓口は、国や県、市町、各種団体等に設けられていますが、これらの機関が相互に連携を図るとともに、速やかで適切な対応が行えるよう、相談・支援体制の充実を図ります。

### **(1) 総合的な相談窓口の設置・運営**

國の人権擁護制度として、人権侵害に関わる相談窓口が大津地方法務局に設置されています。

また、民間団体である(公財)滋賀県人権センターが人権に関する総合的な相談窓口として設置している人権相談室の運営に対し支援します。

## **(2) 専門的な相談窓口の充実**

県では、人権に関する様々な相談に対し適切な助言を行えるよう、女性や子どもに関する相談をはじめ、高齢者や障害者の権利擁護に関する相談、外国人の生活相談、エイズや医療安全に関する相談、犯罪被害者等に関する相談、労働相談など専門的な相談窓口を設けています。

これらの相談窓口を、利用者が安心してかつ容易に利用できるよう、プライバシーの保護はもとより、地理的にも利用しやすいものとなるよう努めます。

さらに、時代の変化に応じた新たな人権課題、各種ハラスメント<sup>\*</sup>の問題に対しても相談体制の充実に努めます。

## **(3) 相談機関の連携**

人権に関する相談には、様々な要因が複雑に絡み合った内容のものもあります。個々の相談窓口では対応が困難な場合や、他の専門的な相談機関で対応することが適切な場合には、円滑に他の適切な相談窓口へつなげるよう、各相談機関の連携に努めます。さらに、紹介した相談機関の対応や結果をフォローアップするように努めます。

また、国、県、市町等の相談機関で構成する「滋賀県人権相談ネットワーク協議会<sup>\*</sup>」において研修会を実施するなど、相談実務のスキルアップ(技能向上)を図るとともに構成機関相互の連携強化を図ります。

これらの対応により、利用者の悩み等が解消・軽減されるよう取り組みます。

## **(4) 相談窓口のPR**

人権侵害を受けたと感じた人が、相談窓口の存在を知らずに一人で悩みを抱えることがないよう、様々な機会や広報媒体を活用して、相談窓口の周知に努めます。

## **(5) 相談員等の資質向上と体制強化**

相談窓口の相談員等には、利用者の立場に立った対応や専門的な知識・技術が求められます。このため、相談員等を対象とした研修を充実し資質の向上に努め、必要に応じ外部の専門家の支援を求めます。

## II 重要課題への対応

すべての人の人権が尊重される豊かな社会を実現するためには、基本施策の推進とともに、様々な人権問題に対応するための施策を推進していくことが必要です。

人権施策基本方針では、人権問題として7つの分野を取り上げていますが、人権をめぐる課題は時代とともに変化しており、計画では、対象者別として「犯罪被害者等」、「その他」の2つを加えた9つの分野、また、その他として、「インターネットによる人権侵害」や「ヘイトスピーチ」など4つの分野を取り上げ、分野別に現状と課題、具体的施策を示します。

重要課題への対応にあたっては、人権施策基本方針や本計画の趣旨を踏まえ、各分野の個別計画等に基づき推進本部を設置するなど、関係機関の連携のもとに施策の推進を図ります。

### 1 対象者別

#### 1 女性

##### 【現状と課題】

少子高齢化や単身世帯の増加など、家庭や地域を取り巻く環境が変化する中、家族の絆、地域の絆を大切にし、活力ある地域社会を築くためには、防災やまちづくりなど、地域の様々な活動や方針決定の場への女性の参画を進めながら、男女が共に支え合える環境づくりを進めていくことが求められています。

しかしながら、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識をみると、平成26年度男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査では、「同感しない」割合は53.2%と過半数を超え、徐々に変化はみえるものの「同感する」割合は41.2%となっており、固定的な性別役割分担意識の解消は十分には進んでいない状況です。

また、本県は女性の労働力率のM字カーブ<sup>\*</sup>の谷が深い一方、職に就いていない女性の多くが就労を希望していることから、女性が仕事と家庭を両立し、能力を十分に発揮できるよう取組を進める必要があります。また、事業主や職場の上司の意識改革を進め、男女ともワーク・ライフ・バランス<sup>\*</sup>を実現し、いきいきと暮らせる環境づくりを進めることができます。

被害者の多くが女性であるドメスティック・バイオレンス<sup>\*</sup>（配偶者や恋人からの暴力（DV））、セクシュアルハラスメント<sup>\*</sup>（性的嫌がらせ）、性犯罪、売買春、ストーカー行為など、男女間のあらゆる暴力は、決して許されるものではなく、誰もが人権を尊重される男女共同参画社会の実現に向け、重大な人権侵害として根絶しなければなりません。これらの暴力の背景には、男女が置かれている経済的な状況や固定的な性別役割分担意識などがあることから、暴力を許さない

社会に向けた意識啓発や相談支援などの充実を図る必要があります。

### 【具体的施策】

#### 1. 家庭・地域における男女共同参画の推進

固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、県民や事業者が男女共同参画社会についての理解を深め、家庭、地域社会、働く場における男女共同参画の取組が加速するよう、対象やテーマ、年代に応じ、効果的な手法を用いて啓発・広報を進めます。

また、地域における防災、防犯、地域おこし・まちづくり、環境保全等の様々な活動分野における方針決定の場への女性の参画が一層進むよう取組を進めます。

#### 2. 働く場における男女共同参画の推進

男女の均等な雇用機会および待遇の確保や、女性の能力発揮のための積極的改善措置（ポジティブ・アクション<sup>※</sup>）が進むよう、事業主に対して情報の提供や啓発を行うとともに、女性の活躍推進が積極的に展開されるよう、経済団体、労働団体、行政等による連携体制の構築を図ります。

また、働きたいと希望する女性が働くことができるよう、継続就労や再就労等に向けた支援を行うとともに、働く場において方針決定の場に参画する女性が増えるよう、女性のキャリアアップに向けた支援や職場環境づくりの鍵を握る経営者等への啓発を行います。

さらに、男女ともに、仕事と家庭生活、地域生活等のバランスを取りながら生活できるよう、ワーク・ライフ・バランスが実現できる職場環境づくりに向けた気運醸成や企業等の取組促進を図ります。

#### 3. 男女の人権尊重と安心して暮らせる社会づくり

家庭や地域、働く場において、男女間のあらゆる暴力の防止についての意識が浸透するよう、啓発や家庭教育等を支援する学習機会を充実します。

また、DV被害者が早期に相談できるよう相談機関の窓口の周知に取り組むとともに、DV被害者を発見しやすい立場にある医療関係者からの通報を円滑に進めるため、滋賀県医師会等に対して協力を求め、連携し、発見・通報への理解促進を図ります。

さらに、若年層に対して、デートDV<sup>※</sup>防止啓発などを通して、お互いがより良い関係を築いていく大切さについて啓発します。

#### 4. 総合的・計画的な関連施策の推進

男女共同参画社会の実現を目指とした「滋賀県男女共同参画計画」をもとに、施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、県施策全般への男女共同参画の視点の浸透を図ります。

あわせて、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく県の推進計画を上記計画に位置づけ、働く場を中心とした女性の活躍推進に積極的に取り組みます。

また、「滋賀県配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する基本計画」に基づき、配偶者からの暴力の防止と被害者の適切な保護および自立支援に係る総合的かつ積極的な施策の展開を図ります。

## 2 子ども

### 【現状と課題】

滋賀県における平成25年(2013年)合計特殊出生率は1.53と、全国1.43と比較すると高い水準にありますが、人口維持に必要とされる人口置換水準2.07を大きく下回っています。

少子化の背景には、子育て世代の子どもを育てるための経済的負担や、若者の非正規雇用が増加し、定職に就けず家庭が持ちにくくなっていることなどがあります。

子育て家庭や子ども・若者を取り巻く環境は、子育ての負担感や不安感の増大、児童虐待\*（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待）の相談件数やいじめの認知件数の増加、児童生徒の不登校、子どもの貧困、有害情報の氾濫、非正規雇用の増加やニート\*、ひきこもりなど若者の自立をめぐる問題の深刻化など厳しさを増してきています。

特に、子どもの人権を著しく侵害する児童虐待に関する相談件数については、社会全体の関心の高まりもあり、5年前の平成21年度(2009年度)2,802件から平成26年度(2014年度)5,943件と年々増加しています。このため、県、市町、関係機関そして県民の連携のもと、子どもの権利利益の擁護の観点から児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応から子どもの保護・ケア、親子関係の修復・家庭復帰\*（家族の再統合\*）、子どもの自立まで、切れ目のない総合的な支援を行っていくことが必要です。

また、いじめが原因である事件・事象が全国で発生しており、いじめは学校を含めた社会全体の課題であることから「いじめ防止対策推進法」が制定されました。県では、同法に基づき平成26年（2014年）に「滋賀県いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進しています。

### 【具体的施策】

#### 1. 子どもが尊重される社会環境づくりの推進

##### ①子どもの人権を尊重していくための意識づくり

県民、地域の団体、企業や行政など様々な主体が、子どもの人権を尊重し、その可能性を伸ばしていくことが大切であるという意識を育み、相互に連携して子どもの命が守られ、子どもが健やかに成長するための環境づくりを進

め、「子どもの権利条約」や「滋賀県子ども条例」の内容について広報・啓発を行います。

また、直接子どもに接する機会が多い仕事に従事している人などを対象に、子どもの人権について理解と認識を深めるための研修を実施します。

## ②子どもの意見や思いを受けとめる取組の推進

子どもが積極的に社会に参加できるよう、子どもに関する事業において子どもの意見や思いを表明できる機会を提供します。

また、子ども・子育て応援センター\*(愛称：こころんかいやる)において、虐待、いじめ、不登校、非行、進路など、子どもに関するあらゆる問題の相談に対応するとともに、子どもの相談に関わる人たちを対象とした講座の開催などにより子どもの相談窓口の充実を図ります。

## 2. 児童虐待防止総合対策の推進

### ①未然防止に向けた取組の推進

児童虐待は子どもの心身の成長および人格の形成に大きな影響を与えるとともに、次の世代まで引き継がれるおそれがあります。児童虐待は著しい人権侵害であるとの認識から、社会全体でその防止に取り組む意識を育むため、市町、関係機関・団体、企業などと協働しながら、「児童虐待防止推進月間」を中心に、オレンジリボン\*を活用した啓発活動を実施します。

また、保育所、学校などにおいて、子どもや保護者に対する児童虐待防止に関する啓発や学習、子ども自らが暴力から身を守る力をつける教育プログラムの普及促進に取り組みます。

### ②早期発見・早期対応の推進、強化

児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、学校の教職員、保育所等の児童福祉施設の職員、医師、保健師、民生委員・児童委員などに対する研修を充実します。

また、子ども家庭相談センター\*の機能強化を図るとともに、市町の体制や市町要保護児童対策地域協議会\*の機能が強化されるよう支援します。

さらに、児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、市町および保健・医療・福祉・教育等関係機関と連携し、養育環境に何らかの問題を抱えている家庭に対し、助言指導等を行うことにより適切な養育の確保に取り組みます。

### ③子どもの保護・ケアの充実

社会的養護を必要とする子どもを迅速に保護できるよう、地域小規模児童養護施設、ファミリーホーム\*、里親の活用などにより、要保護児童の受入体制を整備します。

これらの児童養護施設等で生活する子どもの権利を守るために、「子どもの権利ノート\*」を作成・配布するとともに「滋賀県子ども若者審議会児童養護施設等の子どもの権利擁護部会」による実地調査を行い、子どもの意見や苦情に客観的かつ専門的な立場から適切に対応します。

#### **④親子関係の修復・家庭復帰、子どもの自立支援**

子どもとその保護者の絆の再構築に向け、子ども家庭相談センターにおいて、対応チームの編成や職員の専門性の向上を図り、児童養護施設等や市町と連携して、親子関係の修復・家庭復帰（家族の再統合）の取組を進め、家庭復帰にあたっては市町・関係機関で連携し、地域で子どもを見守り支援していきます。

また、児童養護施設等、里親、ファミリーホームに措置されている子どもの自立に向けた就労や社会生活面を支援する仕組みづくりを進めます。

### **3. 社会全体で子育て・子育ちを支える**

子育ての第一義的な責任は保護者にありますが、同時に子育ては次代の担い手を育成するという営みであり、社会のあらゆる場において子育ての価値を認め合い、社会全体で子育て・子育ちに関わり、共に育っていくことが必要です。

このため、社会全体で子育て・子育ちを支える地域づくりの重要性について県民の理解を深める取組を進めます。

また、すべての子どもや若者が安心し健やかに成長する居場所と、自らの力を発揮できる出番の創出を図ることで、生きていく力や主体性を身につけ、様々な人との関わりやつながりを大切にし、充実させていく環境づくりを進めます。

### **4. 不登校への対応**

不登校への対応として、あらゆる学校生活の場で自己有用感を感じさせるとともに、自他を大切にする気持ちを育みながら、他者と豊かにコミュニケーションを図ろうとする態度や、共感的人間関係の育成に努めます。

また、悩みや課題を抱えたり、学校生活になじめなかつたりしている子どもたちの「心のサイン」を早い段階から見逃さず、きめ細かな個別指導や相談・支援に努めます。

### **5. いじめへの対応**

いじめは、子どもの心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与え、生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある人権問題です。

とりわけ今日では、携帯電話・スマートフォンの急速な普及に伴い、SNS<sup>\*</sup>などインターネットを通じて行われる誹謗中傷や仲間外し、不適切画像の掲載等のいじめが問題となっています。

こうしたいじめの防止のため、学校、地域、家庭その他の関係者が一体となって継続的な取組を進めます。

特に、いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であることから、児童生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要であり、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めるため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築します。

さらに、いじめがあることが確認された段階では、すでに深刻な状況にあるとの認識に立ち、学校では、平素からすべての教職員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、学校および教育委員会は、関係機関との情報共有を構築します。

また、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に迅速かつ的確に対処するため、県教育委員会と県警察本部との学校連絡制度を活用するなど、体制の整備に努めます。

こうした取組とともに、児童生徒自身の力でいじめ問題を解決できるよう様々な取組を支援していきます。

## 6. ひとり親家庭に対する支援の推進

ひとり親家庭の自立や生活の安定、向上に向け、就業を支援するとともに、安心して仕事と家庭を両立できるよう多様な保育サービスや日常生活面の支援の充実に取り組みます。

## 7. 子どもの貧困対策の推進

貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、貧困の状態にある子どもが健やかに育成される環境を整備するため、一定の収入を得て生活の安定を図るための就労支援、貧困の状態にある子どもを社会的孤立に陥らせないための生活支援、世帯の生活を下支えするための経済的支援、子どもの能力および可能性を最大限に伸ばすための教育支援に取り組みます。

## 8. 総合的・計画的な関連施策の推進

「淡海子ども・若者プラン」に基づき、子どもが生まれる前から自立するまでの子ども・若者施策を総合的かつ計画的に推進します。

また、「滋賀県児童虐待防止計画」に基づき、児童虐待防止のための総合的な取組を行います。

さらに、「滋賀県いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的に推進します。

## 3 高齢者

### 【現状と課題】

滋賀県の総人口における65歳以上の高齢者の割合は、平成22年（2010年）には20%を超え、平成37年（2025年）には27.5%となることが予想されています。

また、認知症の人は平成37年（2025年）には65歳以上の約5人に1人になると見込まれ、国においては平成27年（2015年）1月、「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者にやさしい地域づくりに向けて～」（新オレンジプラン）を策定したところです。

このように高齢化が進む中で、高齢者が住み慣れた地域で家族や友人と共に健康で生きがいをもって安心して暮らせる社会が求められています。

しかし、高齢というだけで一律に社会的弱者と判断されたり、年齢制限が設けられたりして、働く場が十分に確保されない状況があります。また、介護や支援を必要とする高齢者が増加し、虐待(介護の放棄や拒否を含む。)や、財産・金銭面等での権利侵害、施設等における身体拘束という問題もあります。

さらに、介護の長期化、介護者自身の高齢化などにより、介護をしている家族等の身体的、精神的な負担が増大している現状もあります。

### 【具体的施策】

#### 1. 健康寿命<sup>\*</sup>の延伸と高齢者の社会参加の推進

##### ①高齢者の生きがいづくりと社会貢献の促進

高齢者が生涯学習や生涯スポーツなどを通じて活発な生きがい活動が展開されるよう支援するとともに、地域において見守り活動など高齢者が相互に支え合う活動が促進されるよう支援します。

また、高齢者の働く場が確保されるよう企業の意識啓発に努めるとともに、高齢者の就労ニーズに応じた就労支援を行います。

##### ②総合的な健康づくりと生活習慣病の予防

高齢者が健康でいきいきとした生活ができるだけ長く継続できるよう、健全な食習慣、運動習慣の定着をめざした取組を進めます。

また、地域において、健康づくりを目的とした県民活動の展開を働きかけるとともに、企業、民間団体等が自発的に健康づくりに取り組めるよう支援するなど社会環境の整備に努めます。

##### ③介護予防とリハビリテーション

県民の自主的な介護予防の活動を支援するとともに、市町や福祉・介護等の事業所が行う介護予防サービスの取組を支援します。

また、リハビリテーションに係る意識啓発やリハビリテーション提供体制の整備を保健所や市町、地域包括支援センター<sup>\*</sup>などの関係機関が連携を図りながら進めます。

#### 2. 医療福祉・在宅看取りの推進

##### ①全県域における在宅医療・介護の一体的な推進

入院から在宅への円滑な移行を促進するとともに、在宅療養を支援する医療資源の充実と地域の特性に応じたネットワークが構築されるよう支援します。

また、重度の要介護者等の在宅生活を支えるための在宅介護サービスを充実するよう支援します。

##### ②在宅療養・看取り<sup>\*</sup>を推進する気運の醸成

県民一人ひとりが希望する在宅療養・看取りが叶うよう、情報発信や意識

啓発に努めるとともに、医療福祉関係者や住民を対象に、終末ケアに関する研修や啓発の取組を支援します。

#### ③在宅療養を支える人材の育成とスキルアップの仕組みの構築

医師、看護師、介護職員、介護支援専門員などの在宅療養を支える様々な専門職員の人材の確保や育成を図るため、研修や職場環境整備などの支援を行います。

#### ④市町の在宅医療・介護の推進にかかる事業への支援

在宅療養に係る情報提供を行うとともに、多職種・多機関の連携や調整等に努めます。また、医療と介護の連携拠点機能の整備に向けた取組に対し支援します。

### 3. 地域包括ケアの推進

#### ①在宅医療・介護連携の強化

市町が取り組む医療と介護の関係づくりや、医療・介護サービスの一体的な提供体制づくりを支援するとともに、地域包括支援センターと地域医師会等関係団体の連携拠点づくりを支援します。

#### ②地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターによる事業の推進や、相談機能の充実に向けた支援を行うとともに、そのセンターの機能強化を図るため、情報交換や研修の機会を増やし、職員の資質向上に努めます。

また、高齢者に対するケアマネジメント支援、地域に必要な資源開発や地域づくり、課題解決に向けた施策形成を行う地域ケア会議の運営等を支援します。

#### ③地域支援事業の充実

介護予防・日常生活支援総合事業が、市町や事業所において円滑に実施できるよう支援するとともに、市町が配食や買物支援、見守りなど高齢者に対する生活支援サービスを効果的に実施できるよう支援します。

#### ④安心して暮らすことができる高齢者の住まいの確保

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、持家を高齢者に配慮した居住環境に整備できるよう支援します。

また、高齢期に適した公営住宅やサービス付き高齢者向け住宅への住み替え等ができるよう支援します。

#### ⑤地域での支えあいの推進

高齢者の生活を地域で支えるため、様々な団体の協働の取組の支援、ネットワークや活動拠点の整備など、日常的な支え合いの活動を促進します。

また、介護者に対しては、相談や啓発事業の充実を図るとともに、介護者が就業を継続できるよう、就業環境の整備、就業機会の確保を図ります。

高齢者が安全に安心して生活できるよう、交通事故防止のための取組、悪質商法や特殊詐欺の被害を防ぐ取組を行うとともに、高齢者が住みやすいま

ちづくりのためのバリアフリーやユニバーサルデザイン※等の環境整備や、災害発生時に適切な支援などが行えるよう、地域における体制・仕組みづくりを進めます。

#### 4. 認知症対策の推進

##### ①認知症予防・啓発の推進

市町の保健事業や介護予防事業、健康づくり事業等を認知症予防の視点から実施されるよう関係者の研修等を行うとともに、県民の認知症予防や認知症に関する意識の向上を図るため、セミナー等を開催します。

##### ②早期発見・早期対応をはじめとする医療サービスの構築

かかりつけ医を対象に認知症への対応力の向上を図る研修等を実施するとともに、地域包括支援センター等に認知症初期集中支援チームが設置できるよう支援します。

また、認知症サポート医の養成を行うとともに、認知症疾患医療センターの地域連携拠点機能を充実します。

##### ③地域での生活を支える医療・介護サービスの構築

市町や一般病院、介護保険施設等における認知症への対応力を向上させるため、関係職員の研修を実施するとともに、自主的な取組を支援します。

また、県全体の認知症対策の推進のために「滋賀県認知症対策推進会議」を、二次保健医療圏における認知症の人や家族支援の充実のために「地域連携協議会」や「多職種共同研修会」を設置・開催します。

##### ④地域での日常生活・家族の支援の強化

認知症の人やその家族を地域で支援する認知症地域支援推進員の設置を促進するとともに、認知症サポーター※の養成を支援します。また、認知症の人やその関係者等が集う場として「認知症カフェ」の普及を図ります。

さらに、認知症の人の徘徊に対応するため、徘徊SOSネットワーク等が各市町に整備されるよう支援するなど、早期発見・早期対応の取組を進めるとともに、認知症の人や家族の相談体制の充実に努めます。

##### ⑤若年認知症施策の強化

若年認知症に関する相談が増加していることから、その状態に応じた支援や取組の強化を図ります。また、若年認知症に対する理解が進むよう、啓発や研修を実施します。

##### ⑥医療・介護サービスを担う人材の育成

認知症の人が安心して医療や介護が受けられるよう、医療従事者や介護従事者を対象とした研修の充実を図ります。

#### 5. 高齢者虐待の防止と権利擁護

##### ①高齢者虐待の防止と身体的拘束廃止の推進

高齢者虐待の防止を図るため、関係者を対象とした研修等の取組や県民を

対象とした啓発を推進・支援するとともに、関係機関・団体による高齢者虐待防止推進会議を開催し、連携を図ります。

また、介護保険施設・事業所における身体拘束の実態の把握・分析に努めるとともに、介護現場や医療機関における身体拘束の廃止に向けた取組を推進します。さらに、県民を対象に身体拘束廃止の啓発を行います。

## ②高齢者の権利擁護と成年後見制度<sup>\*</sup>の利用促進

高齢者の財産等に関する権利侵害を防止するため、地域福祉権利擁護事業<sup>\*</sup>を実施している市町社会福祉協議会やその適正な事業運営の確保に関わっている県社会福祉協議会への支援に努めます。

また、判断能力の不十分な成年者を保護するために設けられた成年後見制度の利用が促進されるよう、成年後見サポートセンターの支援に努めます。

## 6. 総合的・計画的な高齢者施策の推進

「レイカディア滋賀高齢者福祉プラン」に基づき、高齢者施策を総合的かつ計画的に推進します。

## 4 障害者

### 【現状と課題】

滋賀県の平成26年度(2014年度)における障害のある人の人数（手帳所持者）は、身体障害者53,595人、知的障害者11,961人、精神障害者7,783人と、いずれも増加傾向にあります。これらの障害者に対する福祉サービスをはじめ、障害のある人の地域での暮らしを支える環境は徐々に整いつつあるものの、それぞれの人が望む暮らしを実現できる社会へは、まだ多くの課題が残されています。

グループホームなど地域における住まいの場の確保、インクルーシブ教育システム<sup>\*</sup>の構築、一般企業における障害者雇用への理解や受入れのための環境整備、地域における余暇活動の充実に向けた人材や活動の場の確保、ユニバーサルデザイン<sup>\*</sup>のまちづくりや障害に対する理解の促進など、各分野にわたる幅広い取組を一層進めていく必要があります。

また、障害を理由とする差別の解消や障害者虐待の防止など障害のある人の権利を守る取組の強化が必要です。

### 【具体的施策】

#### 1. 「ともに暮らす」

障害のある人が地域で安心して暮らすことができるよう、住まいの場の確保や障害の特性に応じたサービスの充実に努めます。

また、相談支援体制の充実や福祉、保健・医療、教育、労働などの各分野の連携を図り、必要な支援を谷間なく届けることができるよう一層取り組みます。

### **①地域における住まいの場の確保**

障害のある人が身近な地域で生活する拠点となるグループホームの整備や運営を支援するとともに、県営住宅への優先入居や民間賃貸住宅への入居の支援に努めます。

### **②入所施設から地域生活への移行と地域で生活し続けるための支援**

地域のニーズに応じて日中活動サービス等を行う施設の整備を促進するとともに、24時間対応ができる在宅サービスの提供を図ります。

また、快適な生活ができるよう福祉用具の普及に努めるとともに、地域における移動の確保のための取組を支援します。

### **③入所施設や住まいの場における障害の特性に応じたサービスの充実**

医療的ケアの必要な重度の障害のある人が住み慣れた地域で安全に自立した生活が送れるよう支援するとともに、重度心身障害のある人、強度行動障害\*のある人、発達障害\*のある人、高次脳機能障害\*のある人などの地域生活を支える相談支援機能の強化および日中活動サービスの充実を図ります。

### **④生涯を通じ一貫した支援体制の構築**

身近な場所でライフステージに応じた相談ができるよう、また福祉圏単位で専門的広域的な相談ができるよう、相談支援体制の充実強化を進めるとともに、適切なサービスが確保できるよう、サービス提供体制の整備等を進めます。

また、重度の障害のある人に対しては、専門性の高いケアマネジメントの実施を進めるとともに、発達障害のある人に対しては地域自立支援協議会\*を活用して、乳幼児期から成人期までの一貫した支援に取り組みます。

## **2. 「ともに学ぶ」**

障害のある子どもが、必要な支援のもと障害の特性に応じた教育を受けることができるよう教育環境や相談支援体制の充実に努めるとともに、「インクルーシブ教育システム」の構築に向けて、可能な限り、障害のある子どもが障害のない子どもと共に学び合うことで、「地域で共に生きていくための力」を育成するよう取組を進めます。

### **①教育環境の充実**

特別な支援を必要とする乳幼児の保育や教育の内容の充実を図るとともに、就学前から就学に向けた一貫した指導・相談体制の整備を推進します。

また、特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、小・中・高等学校、特別支援学校の教育内容の充実に努めます。

### **②障害のある児童生徒への教育、相談支援体制の充実**

障害のある児童生徒の教育的ニーズに即した教育活動を開催するとともに、企業、労働、福祉関係機関等と連携しながら、生徒の希望や障害に応じた就業支援を推進します。学校ぐるみの取組を図るため、すべての教職員の資質向上を図ります。

また、総合教育センターは幼児児童生徒やその保護者、担当する教職員等の相談に対応するとともに、特別支援学校は、その専門性等を活かし、小中学校等の教職員や保護者の相談等に対応し、地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努めます。

### ③学校や地域における交流および共同学習の推進

障害のある子どもとない子どもがお互いを理解し、助け合い、支えあって生きていくことの大切さを学ぶため、交流および共同学習を推進します。

小・中学校においては、講話や体験学習等を通じて、児童生徒や保護者の障害者理解の促進を図るとともに、地域における活動においても障害のある子どもが十分活動できるよう、主催者に対して指導助言を行います。

また、小・中学校においては、福祉読本を活用し、福祉への関心や理解を深めるよう努めます。

## 3. 「ともに働く」

県内民間企業における障害者の実雇用率は、平成27年(2015年)6月1日現在で1.98%であり、なお法定雇用率2.0%を下回っています。また、法定雇用率達成企業の割合についても、59.1%にとどまっています。

さらに、平成27年(2015年)4月から「障害者雇用納付金制度」の対象事業主が拡大され、平成30年(2018年)4月から、法定雇用率の算定基礎の対象に、新たに精神障害者が追加されるなど、さらなる障害者雇用の促進を図る必要があることから、引き続き企業等において障害者雇用に対する理解が広がるよう、関係機関と連携を図りながら周知啓発に努めます。

労働・福祉・教育の連携を図り、障害のある人の企業等への就労支援や福祉的な就労の場の確保を図るとともに、経済的な基盤が得られるよう、就労収入の向上をめざします。

### ①企業で働く人や働きたい人への支援

働き・暮らし応援センター\*などで就労支援、生活支援、職場開拓、職場定着支援等を実施するとともに、障害のある人の就労意欲や職業能力の向上を図るため、訓練や実習の機会を確保します。

また、福祉施設や特別支援学校から企業への就労を促進するための取組を支援します。

### ②企業や事業所への障害者雇用についての理解の促進

企業等における障害のある人の雇用に対する理解が促進されるよう、関係機関と連携を図りながら周知啓発に努めます。

### ③企業で働くことが困難な人への支援

一般企業での就労が困難な人の訓練・雇用の場である就労支援施設等に対し、その運営等を支援します。

### ④企業、労働、福祉、教育、医療の連携強化

障害のある人の就労・生活を支援するネットワークの充実、就労支援や雇

用創出に向けたシステムづくり、また、働いている障害のある人の健康管理などの取組を進めるため企業、労働、福祉、教育、医療の連携強化を図ります。

#### 4. 「ともに活動する」

スポーツや芸術活動の推進、余暇活動の充実、地域における交流活動の支援などにより、障害のある人の自己実現と社会参加の促進を図ります。

##### ①障害のある人のスポーツの推進

障害者スポーツの組織化を促進するとともに、関係機関団体と連携しながらスポーツを始めるきっかけづくりや指導者の養成などに努めます。

また、身近な地域での協議会やイベントなどを通じて、障害のある人がスポーツやレクレーションを気軽に楽しむことができる環境整備に努めます。

##### ②障害のある人の文化芸術活動の推進

障害のある人の地域での文化芸術活動の場を提供するなど、多様な活動を支援します。

また、絵画や陶芸などの表現を芸術の観点から評価し、その創作活動などの振興を図ります。

##### ③地域における余暇活動の支援

障害のある人の地域における余暇活動の充実を図るため、地域や団体が主体的に行う取組を支援します。

##### ④社会参加の促進

障害者団体等で構成された障害者社会参加推進センター<sup>\*</sup>による障害のある人に対する理解を深めるための啓発活動や研修会などの取組を推進するとともに、各地域で実施されている様々な社会参加を図るための取組を促進します。

また、身体障害者補助犬（盲導犬・聴導犬・介助犬）の給付や啓発を実施し、障害のある人の社会参加を促進します。

##### ⑤障害のある人の本人活動や交流への支援

障害のある人の様々な活動を支援するとともに、地域における交流の促進を図ります。

また、障害のある人の地域生活を支援するため県民のボランティア活動を一層促進します。

#### 5. 共生のまちづくり

誰もが暮らしやすい共生社会の実現に向けて、障害者理解の促進や福祉のまちづくりの推進を図ります。

##### ①障害者理解の促進

「障害者週間」における啓発活動やアール・ブリュット<sup>\*</sup>作品に関する情報発信等により障害者理解の促進を図ります。

## **②差別の解消および権利擁護の推進**

障害を理由とする差別の解消に向けて、障害者差別解消法の周知を図るとともに、相談や紛争解決の体制整備を進めます。

また、障害者虐待の防止に向けた取組を進めるとともに、滋賀県権利擁護センターでの相談対応や地域福祉権利擁護事業※の推進等により障害のある人の権利擁護の推進を図ります。

## **③意思疎通支援や情報アクセシビリティ※の充実**

聴覚障害者との円滑な意思疎通を確保するため手話通訳者、要約筆記者の養成、確保、派遣を行います。

視覚障害者の日常生活に必要な情報を点字・音声での広報などで提供を行うとともに、点訳・音訳ボランティアの養成などを行います。

さらに、障害のある人のIT利用を推進するため講習会などを実施するとともに、支援を行うボランティアの養成などを行います。

特に、障害のある人が災害や犯罪の被害者とならないように障害の特性を踏まえた情報提供などに努めます。

## **④福祉のまちづくりの推進**

公営住宅をはじめとする住宅のバリアフリー化や交通機関などの公共施設のユニバーサルデザイン化を促進するなどにより、福祉のまちづくりを推進します。

## **⑤障害者施策の総合的な推進**

「滋賀県障害者プラン」に基づきすべての人がいきいきと活躍し、居場所と出番を実感できる共生社会の実現をめざし、福祉、雇用、教育、保健・医療などの幅広い連携のもと、総合的かつ効果的な施策の推進を図ります。

## **5 同和問題**

### **【現状と課題】**

昭和44年(1969年)に「同和対策事業特別措置法」が施行されて以来33年間、同和問題の抜本的解決を図るため、特別対策を総合的かつ計画的に推進してきました。その結果、生活環境の改善を中心に相当の成果を収め、様々な面で存在していた較差も大きく改善されました。このため、平成14年(2002年)度以降は、なお残された課題については、一般対策により取り組むこととしました。

今日、地域の状況は様々ですが、同和問題の早期解決をめざして、残された課題に即した効果的な取組が引き続き求められています。

また、同和問題に対する誤った考え方や差別意識が払拭しきれず、同和問題(同和地区)への関わりを避けようとする意識が未だに残っており、住宅購入等における同和地区問い合わせ事件やインターネット等を悪用して、同和地区の名称、所在地等の情報を流布したり、個人・団体を誹謗中傷するなどの悪質な事象が発生しています。このため、効果的な教育・啓発活動を、国、県、市町、関係機関・

団体など多様な主体が一層連携し、積極的に進める必要があります。

同時に、人権が侵害された被害者に対する相談支援の充実を図るとともに、同和問題に対する誤った意識を植えつけ、同和問題解決の阻害要因となっている「えせ同和行為<sup>\*</sup>」の根絶に向けて取り組む必要があります。

### 【具体的施策】

#### 1. 同和問題に対する正しい理解と認識、人権尊重の実践的態度の育成に向けた教育・啓発

##### ①啓発活動の推進

県民や事業者の同和問題に対する理解・認識を深め、実践に結びつく機運を醸成する効果的な啓発活動を推進します。

特に、9月の「同和問題啓発強調月間」にはイベントの開催等、県民の心に訴える啓発活動を集中的に実施します。

##### ②教育の推進

人間の尊厳を基本に、就学前教育、学校教育、社会教育の各分野が相互に連携し、人権を尊重する人間の育成と社会の実現をめざすため、これまでの同和教育の成果を基盤に据えた人権教育を積極的に推進します。

##### ③関係機関・団体と連携した取組の推進

同和問題をはじめとする人権問題解決のための啓発、教育、相談等の事業を実施する(公財)滋賀県人権センターなど関係機関・団体と連携した取組を推進します。

#### 2. 地域におけるまちづくりと人づくりへの支援

地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のため、各種事業を総合的に行う地域総合センター<sup>\*</sup>が、地域の実情に即した事業を実施し、連帶意識と自立意識の高揚を図り、まちづくりと人づくりの役割を果たすよう、関係機関との連携のもとに必要な助言と支援を行います。

#### 3. えせ同和行為の排除

えせ同和行為の排除のため、国と連携し啓発活動を展開するとともに、「えせ同和行為防止滋賀県民会議」構成団体を中心に、えせ同和行為に関する相談活動や情報収集・提供などの取組を進めます。

#### 4. 同和行政の総合的な推進

同和行政に係る施策について連絡調整を図り、総合的かつ効果的な推進を図るため設置された「同和対策本部」の権限と機能を活用し、同和問題の早期解決に向けて、一般対策による積極的・効果的な事業執行に取り組みます。

## 6 外国人

### 【現状と課題】

滋賀県には、平成27年(2015年)12月末現在23,833人の外国人の方が住んでおられ、その内訳はブラジル30.1%、韓国・朝鮮20.1%、中国・台湾19.6%などとなっています。

平成元年(1989年)に「出入国管理及び難民認定法」が改正、翌2年(1990年)に施行されたことにより、日系人とその家族に定住者の在留資格が認められ、県においても南米国籍の日系人を中心に外国人人口が増加しました。

これらの外国人住民の多くは、派遣や請負の雇用形態で、製造業等の現場を中心として就労していることから、県の外国人人口は経済状況の変化により大きな影響を受けています。今後は、アジア地域からの技能実習生や国において受け入れ拡大が検討されている留学生、国際結婚による外国人配偶者などについては増加が予想され、言語や文化、習慣などが異なる様々な外国人住民の滞在の長期化・定住化が進むものと考えられます。

このような状況の下、日本人住民と外国人住民が、共に多文化共生の社会づくりを推進し、一人ひとりの多様性が認められ、誰にとっても暮らしやすい、豊かで活力に満ちた社会づくりが求められています。

### 【具体的施策】

#### 1. こころが通じるコミュニケーション支援

##### ①地域における情報の多言語化

外国人住民の生活に必要な情報や、外国人住民に周知する必要があると考えられる情報を中心に、外国人住民のニーズを踏まえ、多言語や「やさしい日本語」、漢字にふりがなを付けるなど、わかりやすい表記による提供を推進します。

##### ②日本語および日本社会についての学習機会の提供

外国人住民に対し、日本語や日本社会について学習する必要性への理解を促進し、多様な主体が連携して、学習機会の提供に努めます。

#### 2. 安心して暮らせる生活支援

##### ①安心して働く・暮らせる環境の整備

多様な媒体を活用して多言語による生活情報等を提供する中で、労働関係の相談や情報提供に努めます。

また、外国人住民がその能力を発揮し、安定した職業生活を営むことができるよう、就労制限のない外国人住民を対象とした職業能力開発の支援を行います。

##### ②教育環境の整備

外国人児童生徒に対する日本語指導や学校生活への適応指導を実施するほか、児童生徒の母語\*による学習サポートなどを行います。

また、外国人児童生徒を担当する教職員などを対象に、日本語指導や適応指導などに関する研修の充実や、児童生徒の国際感覚の醸成と多文化共生社会に対応する国際理解教育を推進する人材の育成に努めます。

さらに、不就学を解消するため、学校での受入れ体制の整備や不就学の子どもやその保護者の就学意識・意欲を高める働きかけを行うなど、就学に向けた取組を推進します。

### ③安心して利用できる保健・医療・福祉体制の整備

医療、年金、保健、福祉など社会保障に関する情報の提供に努めます。

また、外国語対応が可能な医療機関の情報提供を行うとともに、多言語医療通訳ネットワーク整備事業などを通じ、医療機関の多言語通訳ネットワークの整備を支援します。

さらに、相談・支援における福祉事務所や社会福祉協議会などの福祉関係者との連携を推進します。

### ④災害時への対応

外国人住民に対して、「自助」に加え、「共助」の担い手の視点も踏まえ、防災教育・訓練や防災情報の提供、防災訓練への参加を促進します。

また、関係機関とのネットワークを構築し、災害時の外国人被災者への支援体制の整備を促進するとともに、災害時外国人サポーター養成講座を開催するなど人材育成を行います。

### ⑤生活安全における支援の充実

外国人住民が文化や生活習慣などの違いを乗り越え、日本社会の中で、共に安全で安心して暮らすためのルールを理解してもらい、犯罪の当事者（加害者や被害者）にならないための啓発活動を、雇用企業などと連携しながら推進します。

## 3. 活力ある多文化共生の地域づくり

### ①地域社会に対する意識啓発

日本人住民と外国人住民との相互理解を促進し、多文化共生を推進するため、様々な機会をとらえて継続的に多文化共生の意識づくりに向けた啓発を行い、その基礎となる交流の場づくりを推進します。

また、すべての人の人権が尊重される豊かな多文化共生社会をめざし、県民一人ひとりが人権意識を高められるよう啓発を推進します。

### ②外国人住民の自立と社会参画

日本人住民と外国人住民が互いを認め合い、同じ地域で共に暮らす仲間・パートナーとして共に築く地域づくりをめざし、関係機関と連携し、外国人住民に対し地域活動への理解や参加を推進します。

また、外国人住民から言葉や文化を学ぶ機会を増やすなど、外国人住民が持つ異なる文化や言語などを通じた社会参画を推進します。

### **③多様性を活かした地域づくり**

「日本人住民よし」「外国人住民よし」「地域よし」の三方よしの多文化共生社会をめざし、全員参加型の社会づくりを推進します。

また、外国人住民が語学力や知識、技術、国際感覚、創造力などの多様性を通じて地域に貢献できる環境づくりを推進します。

## **4. 総合的・計画的な多文化共生施策の推進**

「滋賀県多文化共生推進プラン（改定版）」に基づき、多文化共生施策を総合的・計画的に推進します。

## **7 患者**

### **【現状と課題】**

少子・高齢化の一層の進行、がんや認知症患者の増加など疾病構造の変化、医療技術・情報化の進展などにより、健康や病気に関する県民のニーズは多様化・高度化しており、患者の人権を尊重した質の高い医療の実現や、患者と医療関係者の望ましい関係の構築が求められています。

さらに、今後の高齢者の急速な増加に伴い、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう医療と福祉が一体となり生活を支える仕組みが必要となります。

患者一人ひとりのクオリティー・オブ・ライフ<sup>\*</sup>（生活の質）の確保・向上という面から見て、在宅医療を含めた療養環境のさらなる整備が求められています。

また、医療従事者と患者とのコミュニケーションや相互理解の取組をさらに進める必要があります。県民の医療安全に対する関心は高まってきており、医療事故や医療過誤等を含めた医療行為に関わる問題について、患者や家族の立場から相談できる医療安全相談機能の充実が求められています。

難病患者、エイズ患者・HIV感染者、肝炎患者、ハンセン病患者等に対して、不十分な知識や誤解から、今なお差別や偏見が存在します。特に、ハンセン病療養所入所者等については、長期間にわたる療養生活や、高齢であること、後遺症を有していることなどから、社会復帰が困難な状況にあります。

また、死因の1位を占めるがんの患者およびその家族については、療養しながらの就労や就学および社会活動への参加の促進が課題となっています。

### **【具体的施策】**

#### **1. 医療福祉提供体制の整備**

##### **①地域医療体制等の整備**

県民が安心して質の高い医療を受けられるよう、保健と医療および医療機関相互の連携を図るとともに、地域の実情に応じて効果的、効率的な医療体制の整備・充実を図ります。また、中核的な病院、公的医療機関等の近代化

や高度・専門医療などの施設整備等に対して支援します。

### ②保健所機能の充実強化

二次保健医療圏の圏域を基本として、保健所がコーディネーターの役割を果たしながら、関係機関や住民の参加によるネットワークづくりを進め、地域・住民が守り育てる医療福祉の実現に努めます。

### ③在宅医療体制の充実

本人が望む場所で、本人の意思に沿った医療的ケアを行えるよう、医療福祉関係者が情報共有と連携に努め、療養・終末期ケア・看取りが可能な体制の整備に努めます。

## 2. 安全、安心な医療福祉サービスの提供

### ①医療安全相談機能の充実

医療安全対策を進めるため設置した「医療安全相談室」において、医療に関する患者や家族からの苦情、相談に迅速に対応するとともに、医療機関などへの情報提供に努めます。

### ②医療機能情報公開の推進

病院、診療所、助産所および薬局の持っている機能情報を提供することにより、県民自らが適切な医療サービスの選択ができるよう支援します。

## 3. 正しい知識の普及啓発等

患者やその家族に対する差別や偏見をなくすため、難病、エイズ、肝炎、ハンセン病などに対する正しい知識の普及啓発に努めます。

社会復帰が困難な、ハンセン病療養所に入所されている本県出身者の一時帰省招待事業を継続します。

## 4. 難病患者への支援の充実

滋賀県難病相談・支援センター\*や各保健所において、患者および家族に対し相談事業や研修事業等を実施します。

また、重症難病患者に対する入院施設の確保や、在宅療養の難病患者が、介護者（家族など）の休養のために一時的に入院するレスパイト入院\*を推進するための受入体制整備の事業を行います。

## 5. 総合的な保健・医療・福祉施策の推進

「滋賀県保健医療計画」や「健康いきいき21－健康しが推進プラン」に基づき、安全で安心できる医療体制の確立や健康づくりの推進、疾病の予防、治療、在宅療養に至るまでの総合的な保健・医療・福祉施策を推進します。

## 8 犯罪被害者等

### 【現状と課題】

犯罪被害者およびその家族または遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、ある日突然、本人の意思とは無関係に、犯罪等の理不尽な行為により身体を傷つけられたり、家族の命を奪われたりするなどの直接的被害を受けるだけでなく、事件による精神的ショックや身体の不調、医療費の負担や失職などによる経済的困窮、捜査・裁判による精神的・時間的負担、周囲の人々の無責任なうわさ話やメディアの過剰な取材によるストレスなど、被害後に生じる二次的被害に苦しめられています。

二次的被害などによる犯罪被害者等が抱える課題は深刻かつ多様で、多くの分野にわたる支援を犯罪被害者等の視点に立って途切れることなく実施することが必要です。

このような状況を踏まえ、犯罪被害者等が、一日も早くもとの平穏な日常生活に復帰できるよう支援するとともに、犯罪被害者等が置かれている状況を理解し二次的被害を生じさせない社会づくりの取組を推進します。

### 【具体的施策】

#### 1. 平穏な日常生活への復帰の支援

##### (1) 情報提供・相談体制の充実

###### ①総合的対応窓口の設置等による情報提供体制の充実

「犯罪被害者等総合窓口」を設置するなど、犯罪被害者等の状況に応じた適切な情報提供を推進します。

###### ②犯罪被害者等の状況に応じた相談体制等の充実

被害の状況に応じた各分野における相談体制等の充実と、「滋賀県女性等を犯罪等から守るネットワーク」による関係各機関相互の密接な連携を進め、途切れることのない支援体制を充実させます。

また、性暴力被害者に対し、総合的な支援を可能な限り1か所で提供するため「性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖（通称SATOCO<sup>※</sup>）」を開設し、被害者の心身の負担を軽減しその回復を図ります。

##### (2) 深刻な犯罪被害からの回復支援

###### ①精神的被害からの回復支援

地域、学校、警察等、様々な施策の活用と関係機関の連携により、犯罪被害者等の心のケアに取り組みます。

###### ②日常生活への復帰に向けた支援

住宅、雇用の確保や警察における犯罪被害給付制度等の適正な運用のほか、各種福祉制度等を活用して、犯罪被害者等の日常生活への復帰に向けた支援を進めます。

### **③安全の確保**

安全確保のための一時保護の実施や警察による再被害防止対策など、犯罪被害者等の不安の軽減と安全の確保のための措置を講じます。

## **2. 犯罪被害者等を支える社会づくり**

### **(1) 犯罪被害者等についての県民理解の促進**

#### **①犯罪被害者等の置かれている状況等に関する広報啓発・教育の充実**

犯罪被害者等が置かれている状況や平穏な日常生活への配慮の重要性等について学習する機会の提供や、被害に遭った方々の人権尊重に関する教育を地域や学校等において実施するとともに、各種媒体を利用した広報、啓発活動を実施します。さらに、「犯罪被害者週間」（11月25日～12月1日）を中心として、関係機関、団体等と連携、協力しながら効果的な啓発活動を推進します。

#### **②犯罪被害者等を社会で支える人材育成の推進**

捜査や犯罪被害者等の保護、支援の過程で二次的な被害が生じないよう、関係者に対する教育、研修等を実施し、犯罪被害者等を社会で支える人材の育成を推進します。

### **(2) 民間支援団体への支援**

多種多様な課題を抱える犯罪被害者等が、いつでもどこででも必要な支援が受けられるよう、重要な役割を担う民間支援団体を支援します。

## **3. 施策推進のための体制整備**

### **(1) 民間支援団体との連携・協力**

犯罪被害者等の多様なニーズに応じたきめ細かな支援体制をつくっていくために、民間支援団体との連携を深め、協力して取組を進めます。

### **(2) 市町との連携・協力**

住民に最も身近な行政主体である市町の果たす役割が大きいことから、市町との適切な役割分担を踏まえ、情報提供の充実や情報の共有等を図りながら、連携と協力による取組を進めます。

### **(3) 国や関係機関との連携・協力**

国との連携を強化して情報の収集に努めるとともに、県内にある国や関係機関とも連携、協力して取組を進めます。

### **(4) 横断的な庁内推進体制**

「滋賀県犯罪被害者支援施策の取組指針」に基づき各種施策を総合的、体系的に推進します。

## 9 その他

これまで取り上げた対象者別の人権問題以外にも、様々な人権問題があります。こうした人権問題についても、正しい認識と理解を深め、差別や偏見をなくしていくための啓発等の取組を進めます。

### 1. ホームレス

自立の意思がありながら、やむを得ない事情でホームレスとなり、健康で文化的な生活を送ることができない人々が大都市を中心に多数存在します。

本県では、ごく少数にとどまっており、問題は顕在化していませんが、経済状況の変化により、増加する可能性もあることから、市町と連携し、現状の把握に努めるとともに、福祉や雇用等の既存施策の活用を図り、社会復帰に向けた支援に努めます。

また、国と連携して、ホームレスに対する偏見や差別の解消に向けた取組を行います。

### 2. 刑を終えた人・保護観察中の人等

刑を終えた人、保護観察中の人（仮釈放者、少年院仮退院者など）やその家族に対する偏見や差別は根強く、特に就職や住居の確保などのときに差別されることが多く、社会復帰を困難にしています。また、このことが再犯に陥る要因の一つともなっています。周囲の人々が理解を深め、地域社会の一員として円滑な社会生活を営めるよう、こうした人々やその家族に対する偏見や差別をなくしていくことが大切です。

特に、社会復帰には雇用の場の確保が重要であるため、事業所の理解を得るために啓発に努めるとともに、単独で生活を立て直すことが困難な高齢者や障害者に対しては、地域での生活を支援するため、滋賀県地域生活定着支援センター<sup>\*</sup>において、福祉サービスの利用援助や相談等を行います。

また、少年やその保護者等に対しては、少年補導職員による少年相談、継続補導や様々な立ち直り支援を行います。

### 3. 性同一性障害者・同性愛者等<sup>\*</sup>

生物学的な性(からだの性)と性の自己意識(こころの性)とが一致しない性同一性障害者や、性的指向に関して同性に向かう同性愛者や男女両方に向かう両性愛者、先天的に身体上の性別が不明瞭な人などは少数派であるために、不当な扱いや偏見・差別により苦しんでいます。こうした人々に対する社会の関心と理解を深めることが必要です。

このため、正しい理解・認識を図る県民啓発を進めるとともに、特に性同一性障害者等の児童生徒に対しては、学校においてきめ細かな対応が必要なため、児童・生徒の心情等に配慮した相談・支援等の取組を進めます。

#### **4. アイヌの人々**

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式等、独自の豊かな文化を持っていますが、近世以降のいわゆる同化政策などにより、今日ではその文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。

国等が実施するアイヌの人々の民族としての誇りを尊重し、アイヌの人々に対する理解と認識を深める事業に協力して取り組みます。

#### **5. 拉致被害者等**

北朝鮮当局による日本人拉致は重大な人権侵害です。この問題を解決するためには、国民の関心と認識を深めていくことが大切であり、国と連携し啓発活動を実施します。

これ以外の様々な人権問題についても、それぞれの課題の状況に応じて啓発等の取組を行っていきます。

## **2 その他**

### **1 個人情報の保護**

#### **【現状と課題】**

現代社会では、様々な分野において大量の個人情報が保有され利用されています。これらの情報は、プライバシー保護の観点から適正に利用されなければなりません。行政機関だけではなく、事業所においても個人情報の適正な取扱いが求められています。また、各個人それぞれも自己の個人情報を適切に管理し、他人に関わる個人情報を取り扱うときは、その権利利益を侵害しないようにする必要があります。

しかしながら、個人情報保護法施行後も、なお、個人情報の濫用・流出事件が後を絶たず、事件の内容によっては人権侵害につながるおそれがあります。

このため、行政機関は、より一層個人情報の適切な管理運営に努めるとともに、県民や事業者が個人情報の保護について理解を深め、適切な取扱いを行う必要があります。

#### **【具体的施策】**

##### **1. 個人情報保護制度の啓発**

県民や事業所が個人情報の保護の重要性を認識し、適切な管理に努めるよう講座や研修会等の開催など個人情報保護制度の理解を深める取組を推進します。

##### **2. 個人情報の苦情相談への対応**

事業者の個人情報の取扱いに関する県民からの苦情相談等に対応するため苦

情相談窓口を設置し、適切かつ迅速な対応に努めます。

## 2 インターネットによる人権侵害

### 【現状と課題】

高度情報化の進展の中で、インターネットの利用により情報の収集・発信やコミュニケーションにおける利便性が大きく向上するなど、私たちの生活は便利で豊かなものとなりました。

しかし、その一方で情報発信の匿名性を悪用して、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等の個人や集団にとって有害な情報の掲載が行われるなど、人権に関わる問題が発生しています。さらに、安易な個人情報の発信や有害サイトの利用などから犯罪に巻き込まれる事件も発生しています。

こうしたインターネットによる人権侵害を防止するためには、インターネット利用上のルールやマナー、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解について教育・啓発を推進する必要があります。

### 【具体的施策】

#### 1. インターネットによる人権侵害の防止のための教育・啓発

学校等においては、情報モラル教育の充実を図るとともに、インターネット等の安心安全な使い方と情報の真偽を見抜く力について子どもや保護者への教育に努めます。

広く県民に対しては、人権を侵害するような情報を掲載しないなど個人の責任やモラルについて啓発を行います。

#### 2. 差別書き込みやネット上のいじめへの対応

差別書き込みやネット上のいじめなど人権を侵害する悪質な情報に対しては、プロバイダ(インターネット接続サービス提供事業者)等へ削除要請する方法を周知するとともに、学校、家庭、地域や大津地方法務局など関係機関等が連携して解決に向けた取組を行います。

また、これらの問題に適切な対応ができるよう、学校・社会教育関係団体等職員への研修の充実を図ります。

#### 3. 関係機関・団体と連携した取組の推進

市町や(公財)滋賀県人権センターをはじめとする関係機関・団体と連携し、インターネット上の差別書き込み等に関する情報交換、研究・研修、啓発を行います。

こうした活動を通じ、書き込み等の行為の背景を可能な範囲において確認・分析する等、効果的な教育・啓発の手法を検討します。

### 3 ヘイトスピーチ

#### 【現状と課題】

人種、国籍、思想など特定の属性を有する集団を貶め、差別・排斥するなどの言動であるヘイトスピーチは、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりすることになりかねません。

ヘイトスピーチは、マスメディアやインターネット等で大きく報道され社会的な関心が高まっており、人権が尊重された社会の実現には、こうした言動は許されるものではないことを啓発する必要があります。

#### 【具体的施策】

ヘイトスピーチに関する国際的な取組や国での検討状況等の情報を収集するとともに、法務省と連携して効果的な啓発活動等に取り組みます。

## 4 災害発生時の人権問題

#### 【現状と課題】

大規模な災害は、多くの命を危険にさらし、人々の暮らしを奪い、理不尽な苦しみを強いるものです。

平成23年（2011年）3月に発生した東日本大震災および原子力発電所の事故によって、避難生活を強いられた高齢者、障害者、女性、乳幼児等に対する配慮が欠けていたことが問題になりました。また、放射線被ばくについての風評等に基づく差別的言動等も発生しました。

こうした災害時においては、被災者の人権尊重の視点に立った対応・配慮などを行うことが一層必要です。

#### 【具体的施策】

##### 1. 要配慮者の避難支援体制の強化

災害時における高齢者・障害者・医療等を必要とする在宅療養者・外国人等の要配慮者には、情報伝達、避難誘導、介護支援等のきめ細やかな配慮が必要です。

避難行動要支援者名簿の整備、個別計画の策定および福祉避難所の指定等、市町が要配慮者の避難支援に迅速・的確に対応できるよう支援に努めます。

##### 2. 広報・啓発の推進

避難勧告等の情報を要配慮者が的確に受け取れるよう地上デジタル放送、インターネット等を活用した情報発信の充実に努めます。

さらに、多言語版の啓発資料の作成配布、防災教育、防災訓練等を通じて防災知識の普及や防災意識の高揚に努めます。

### **3. 総合的・計画的な関連施策の推進**

「滋賀県地域防災計画」に基づき、市町や地域住民・自主防災組織等との連携を図りながら、要配慮者等の視点に立った対策を推進し、災害時にもすべての人の人権が尊重される社会をめざします。

## 第4章 推進体制

### 1 庁内における推進体制

県の人権関連施策を総合的かつ効果的に推進するために、「滋賀県人権施策推進本部」を活用し、関係部局相互の一層の連携・協力を図るとともに、各部局では、この計画の趣旨を十分踏まえ、諸施策を実施します。

また、県行政のあらゆる分野で人権尊重の視点に立った行政が推進されるよう、「人権尊重の視点からの施策点検マニュアル」に基づき、県の施策の点検・見直しを行います。

### 2 人権に関わりの深い職業従事者の人権研修

人権に関わりの深い特定の職業に従事する人は、常に人権意識の高揚に努め、その職務にあたることが必要です。

そのため、次の職業に従事する人を対象に、人権について重点的に研修を行うとともに、自己啓発を促します。また、それぞれの職場で行われる研修が充実したものになるよう指導・助言を行うとともに、必要な資材や情報の提供等の支援を行います。

#### 1. 公務員

行政の仕事は県民一人ひとりの生活に密接に関わっています。このことは、公務員一人ひとりが県民の人権に深く関わり、大きな影響力を持っていることを意味しています。

このため、県職員の人権意識の一層の高揚を図るため、職場や研修機関における研修の充実に努めるとともに、各職場で人権研修のリーダーとなる人材の育成に努めます。また、地域で行われる集会や学習会などへの積極的な参加を呼び掛けるなど、自己啓発を促します。

さらに、職員が研修などで培った人権についての理解や認識を、地域や家庭での具体的な行動として示していくよう啓発を行います。

#### 2. 学校教育関係者

教職員等学校教育関係者については、子ども一人ひとりの実態や発達段階に即した指導ができるよう、自ら進んで研修に努め、人権についての理解や認識を深め、人権に係る課題の解決に必要な技能や態度を身につける必要があります。

このため、経験年数、職階や職務に応じた研修を行い、人権について専門的な知識や技能の向上を図ります。さらに、市町等における各種研修会等への参加や各学校における自主的な研修を促進します。

また、大学等に対しても人権に関する情報提供等に努めます。

### **3. 社会教育関係者**

地域社会における人権教育・啓発の指導的役割を担う立場にある社会教育主事や公民館職員などについては、人権についての理解や認識を深めるとともに、効果的な学習を展開する技能を向上させるため、研修を充実します。

また、生涯学習の推進に重要な役割を担う図書館や博物館など社会教育施設の職員の研修についても支援していきます。

### **4. 医療関係者**

インフォームド・コンセント<sup>\*</sup>の確立、安全で安心な医療の提供等、患者一人ひとりの人権が尊重される医療の実現が望まれています。そのため、病院などの医療施設や、医療関係者養成所、医療関係団体等における患者の人権についての研修等の取組を促進します。

### **5. 福祉関係者**

福祉施設や福祉関係団体等の職員や民生委員・児童委員等の相談員などの福祉関係者は、子ども、高齢者、障害のある人等の人権の保障に直接的な関わりを持っています。そのため、職務や経験年数等に応じて、人権研修の機会を提供するとともに、主体的な人権研修等の取組を促進します。

### **6. 消防職員**

消防職員は、県民の命や身体の安全等を守ることを職務としていることから、個人のプライバシーや人権に配慮することが求められています。そのため、消防学校における人権研修の充実を図ります。

### **7. 警察職員**

警察職員は、個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持するという責務を負託されていることから、一般住民をはじめ、犯罪の被害者・被疑者・被留置者等、すべての人の人権に深く関わっています。警察職員が、あらゆる場面で人権を尊重した活動を徹底するため、警察学校および職場において「職務倫理の基本」に基づく人権意識の涵養を図るための教養訓練の充実に努めます。

### **8. マスメディア関係者**

マスメディアは人々の価値判断や意識形成に大きな影響力を持っており、県民の人権意識の高揚にも重要な役割を担っています。また、個人の名誉やプライバシー等に配慮した人権尊重の視点に立った報道や取材のあり方が求められています。そのため、マスメディア関係者の人権に関する自主的・積極的な取組が進められるよう、情報提供等に努めます。

### 3 国、市町、NPO<sup>\*</sup>等との連携

人権施策は、国、市町においても実施されており、県の人権施策をより効果的に実施するためには、これらの行政機関との緊密な連携や相互の協力が必要です。

また、人権尊重の社会づくりには、事業所や自治会・NPO等による自主的・主体的な活動、さらには県民一人ひとりの行動が不可欠です。

これら様々な主体の取組が効率的・効果的なものとなるよう、一層の連携に努めます。

また、情報・学習機会の提供や、啓発資材の貸出し等の支援を行い、人材の養成にも努めます。

さらに、滋賀の未来を担う若者に対しては、積極的な働きかけや支援を行うなど連携を強化します。

## ■用語の解説

| 用語                       | 解説   |
|--------------------------|--|
| <b>あ行</b>                |  |
| アールブリュット                 | 美術の専門的な教育を受けていない人が、伝統や流行などに左右されずに自身の内側から沸き上がる衝動のまま表現した芸術。日本語では「生(ナマ)の芸術、生(キ)の美術」   |
| アクセシビリティ                 | 年齢的、身体的条件に関わらず支障なくサービス、情報、建物などが利用できること。  |
| インクルーシブ教育システム            | 人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的および身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。  |
| インフォームド・コンセント            | 患者が医療行為の内容について医師等から十分な説明を受け、納得の上で同意すること。   |
| SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス） | Social Networking Serviceの略。社会的なネットワークをインターネット上で構築するサービス。  |
| えせ同和行為                   | 同和問題を口実にして企業や官公署などに不当な利益や義務のないことを求める行為。  |
| NPO                      | Non Profit Organizationの略称。民間非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、地域の諸課題の解決などを目的に公共的・社会的な公益事業を行う組織・団体をいう。   |
| M字カーブ                    | 日本の女性の労働率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。  |
| 親子関係の修復・家庭復帰             | 子どもが保護者から虐待を受けた場合、必要に応じて、子どもを保護者から一時的に引き離すことになるが、保護者と生活することが子どもの最善の利益につながる場合、保護者が虐待の事実と真剣に向き合い、再び、子どもと生活することができるようすること。  |
| オレンジリボン                  | 平成16年9月、栃木県小山市で起きた二人の幼い兄弟が虐待の末、橋の上から川に投げ入れられ、亡くなるという悲惨な事件がきっかけとなって、小山市の市民団体が、児童虐待防止をめざして平成17年からオレンジリボンによる啓発活動を始めた。現在では、この運動に対して国も後援するなど、全国的に子どもを虐待から守るメッセージリボンとして広がっている。 |
| <b>か行</b>                |  |
| 家族の再統合                   | 児童虐待等により保護者から分離した子どもが、再び家庭で暮らせるようになるなど保護者との適切な親子関係が築けるように、保護者に養育方法の改善等を指導・助言するなどの取組。子どもの意向を確認しながら、子どもの最善の利益を図ることを目的として行う。  |
| 強度行動障害                   | 環境への著しい不適応状態で、激しい不安・興奮・混乱などを示し、結果的には、多動・疾走・奇声・自傷・固執・脅迫・攻撃（噛みつきなど）・不眠・拒食・多食・多飲などの行動が、日常生活の中で高い頻度と強い程度で出現し、現在ある通常の療育環境では適切な対応が著しく困難な場合をさす。                                 |
| クオリティー・オブ・ライフ            | 生活の質的向上をいい、医療現場においては、患者や家族の人生観や価値判断を優先させ、生命、生活、人生の質的内容を重く見ていく考え方。  |

| 用語                                     | 解説   |
|--|--|
| <b>健康寿命</b>                            | 人の寿命において、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間をいい、特に本県では日常生活動作が自立している期間の延伸をめざしている。  |
| <b>高次脳機能障害</b>                         | 交通事故等による頭部外傷や脳血管障害等により、記憶力、注意力、知能、情報処理能力などの低下が生じる高次の脳機能の障害。  |
| <b>子ども・子育て応援センター(愛称：こころん<br/>だいやる)</b> | 滋賀県子ども条例に基づき、平成18年6月に開設。子どもや子育てに関する電話相談を行っている。   |
| <b>子ども家庭相談センター</b>                     | 非行や虐待、障害など、18歳未満の子どもや家庭、妊娠婦の福祉に関する相談の対応、助言指導を行う県の機関。また、市町間の連絡調整や情報提供、個別ケースについて、市町への技術的援助や助言を行うほか、市町において対応の困難なケースについては、立入調査、一時保護、判定、施設入所措置などの方法を活用しつつ、子どもや保護者に対する専門的な支援を行う。 |
| <b>子どもの権利ノート</b>                       | 児童養護施設等で暮らしている子どもに、「子どもの権利の存在を知らせ、権利の行使が保障されていること」を伝えるためのノート。全国のほとんどの自治体において作成されており、滋賀県においても平成17年度(2005年度)に滋賀県児童養護施設協議会の協力を得て作成し、平成18年度(2006年度)から児童養護施設等のすべての子どもに配布している。   |
| <b>さ行</b>                              |  |
| <b>在宅療養・看取り</b>                        | 本県では、病気になっても住み慣れた自宅や特別養護老人ホーム・認知症高齢者グループホーム等で療養生活を送り、最期を迎えることを叶えられる地域の実現をめざしている。   |
| <b>SATOCO</b>                          | 「SATOCO」は、Sexual Assault victim Total Care One stop B IWAKO (性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖) の略で、滋賀県産科婦人科医会、認定NPO法人おうみ犯罪被害者支援センター、滋賀県警察、滋賀県の4者が連携して産婦人科医療、付添支援など被害者に寄り添って支援を行っています。   |
| <b>滋賀県人権啓発活動ネットワーク協議会</b>              | 人権啓発活動に関わる機関等が連携・協力関係を確立し、県内における各種人権啓発活動を総合的かつ効果的に推進することを目的に設置。現在は、大津地方法務局、滋賀県人権擁護委員連合会、滋賀県、大津市、社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会で構成している。   |
| <b>滋賀県人権相談ネットワーク協議会</b>                | 県内に所在する人権に関する相談に関わる機関等が連携・協力関係を確立し、県民からの人権に関する相談に対して総合的かつ効果的に対応することを目的として、平成16年(2004年)2月に設立された。  |
| <b>事業所内公正採用選考・<br/>人権啓発推進班(制度)</b>     | 県が、国の関係機関や市町、経済団体の協力のもと、企業の社会的責任としての公正な採用選考の実施や同和問題をはじめとする様々な人権課題についての研修の実施を推進し、企業自らが主体的に人権尊重の視点を基にした活動の推進を図ることを目的に整備した制度。   |
| <b>自尊感情</b>                            | 長所も短所もひっくるめて自分自身をかけがえのない存在を感じること。  |

| 用語                   | 解説  |
|----------------------|---|
| 児童虐待                 | <p>児童虐待は、保護者がその監護する子どもに行う次に掲げる行為で4種類に分けられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●身体的虐待：子どもの身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。(叩く、なぐる、ける、やけどを負わせる。)</li> <li>●性的虐待：子どもにわいせつな行為をすること、または子どもにわいせつな行為をさせること。(性的行為の強要、性器や性交を見せるなど)</li> <li>●保護者の怠慢ないし拒否（ネグレクト）：子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、保護者以外の同居人による虐待の放置など保護者としての監護を著しく怠ること。(家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にするなど)</li> <li>●心理的虐待：子どもに著しい暴言または著しく拒絶的な反応、子どもが同居する家庭における配偶者に対する暴力（ドメスティック・バイオレンス）、子どもの兄弟への虐待など、子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。(言葉によるおどし、無視、兄弟間の差別的な扱い、子どもが同居する家庭におけるドメスティック・バイオレンスなど)</li> </ul> |
| 障害者社会参加推進センター        | 障害の有無に関わらず誰もが家庭や地域で明るく暮らせる社会づくりに向けて、障害者自らによる諸種の社会参加促進施策を実施し、地域における自立生活と社会参加を推進することを目的として、各都道府県に設定されている組織。センターでは、社会参加推進事業の受託実施や、必要な情報収集、障害者社会参加推進関係団体に対する指導・援助や、啓発・広報のためのイベントなどを実施する。  |
| 人権の基本理念              | 人権施策基本方針では、人権の基本理念について次の5つの視点から述べている。<br>①人権の普遍性・日常性(人権はすべての人間に関わる普遍性と、身近なものであるという日常性を有する。)、②人権の平等性(人権はすべての人間に對して同じように保障されなければならない。)、③個人の尊重(人権は一人ひとりの個人の尊重に根差すものでなければならない。)、④多元社会と共生(多様性が承認され、県民が共生していくことが必要である。)、⑤人権の義務的性格(人権が尊重される社会づくりの最終的な責務は私たち一人ひとりにある。また、個人の人権の行使には他の個人の人権の尊重という制約を伴う。)  |
| 性同一性障害者・同性愛者等        | 最近では、総称して「LGBT」と言われることもある。「LGBT」とは、女性の同性愛(Lesbian)、男性の同性愛(Gay)、両性愛(Bisexual)、性同一性障害者(Transgender)の頭文字を取った総称。また、性分化疾患(Intersex)を加え「LGBTI」という場合もある。   |
| 成年後見制度               | 判断能力の不十分な成年者(認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等)を保護するための制度。平成11年(1999年)12月の民法改正により、禁治産・準禁治産制度から、各人の多様な判断能力および保護の必要性の程度に応じた柔軟かつ弾力的な措置を可能とする補助・保佐・後見の制度に改められた。平成12年(2000年)4月施行。  |
| セクシュアルハラスメント         | 「性的嫌がらせ」のことで、性的なうわさを流す、身体への不必要的接触や性的関係の強要など、相手の気持ちに反した、性的な性質の言葉や行いが含まれる。  |
| 積極的改善措置(ポジティブ・アクション) | 様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供することをいう。  |
| た行                   |   |
| 地域自立支援協議会            | 地域における相談支援事業を適切に実施していくために、中立・公平性を確保するための運営評価等に関することや、困難事例への対応のあり方に関する協議および調整、あるいは地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議などを行う市町が設置する機関。   |

| 用語                    | 解説  |
|-----------------------|---|
| <b>地域生活定着支援センター</b>   | 高齢または障害を有することにより、刑務所、少年刑務所、拘置所および少年院から出所・出院した後、自立した生活を営むことが困難と認められる者に対して、保護観察所と協働して、出所後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援を行う機関。                                   |
| <b>地域総合センター</b>       | 社会福祉法に規定する隣保事業(第2種社会福祉事業)を実施する隣保館および隣保館のない地域において隣保事業を実施する教育集会所を滋賀県では地域総合センターと位置づけている。   |
| <b>地域福祉権利擁護事業</b>     | 滋賀県内の市町社会福祉協議会が実施している事業で、判断能力が不十分な方が安心して暮らしていけるよう、本人の意思決定に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理のお手伝いを行う事業。   |
| <b>地域包括支援センター</b>     | 保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が中心となり、介護予防に関するマネジメント、高齢者への総合的な相談支援および権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援といった、介護予防に関するマネジメント、高齢者への総合的な相談支援および権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援といった多面的な支援を行う機関。 |
| <b>デートDV</b>          | 婚姻をせず、同居もしていない交際相手からの暴力のことをいう。身体的な暴力だけでなく、傷つく言葉を言うなどの精神的暴力や性的な暴力、交友関係や携帯電話を監視して行動を制限するといったものも含む。  |
| <b>ドメスティック・バイオレンス</b> | 夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力をいい、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力なども含まれる。  |
| <b>な行</b>             |   |
| <b>難病相談・支援センター</b>    | 地域で生活する患者等の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進および就労支援などを行うため、都道府県が設置するものであり、本県はその運営を滋賀県難病連絡協議会に委託している。  |
| <b>ニート</b>            | ニート(NETT)とは、Not in Education, Employment or Training(就学、就労、職業訓練のいずれも行っていない若者)の略。元々はイギリスで誕生した言葉であるが、厚生労働省の定義では、15~34歳の非労働力人口のうち、通学も家事もしていない者。              |
| <b>認知症サポーター</b>       | 「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援し、誰もが暮らしやすい地域をつくっていくボランティアのことをいう。   |
| <b>は行</b>             |   |
| <b>働き・暮らし応援センター</b>   | 就業に向けた支援を行う「雇用支援ワーカー」、日常生活支援を行う「生活支援ワーカー」に加え、就職先を開拓する「職場開拓員」、就労後のフォローや実習支援などを行う「就労サポーター」を配置し、生活から就労に至る一體的・総合的な支援を行う機関。                                    |
| <b>発達障害</b>           | 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。   |
| <b>ハラスメント</b>         | 人を悩ますこと。優越した地位や立場を利用した嫌がらせ。<br>いろいろな場面での「嫌がらせ、いじめ」をいい、セクシュアルハラスメント(性的嫌がらせ)、パワーハラスメント(地位等を利用した嫌がらせ)、マタニティハラスメント(妊娠・出産した女性に対する職場での嫌がらせ)など様々な種類がある。          |
| <b>パワーハラスメント</b>      | 一般的に、職場での権力や地位を利用して行われる嫌がらせ   |
| <b>ファミリーホーム</b>       | 複数の要保護児童を、養育者の自宅において、養育者と複数の職員が家庭的な環境のもとで養育する事業で、平成21年度(2009年度)に法制化された。   |

| 用語                     | 解説   |
|------------------------|--|
| フィールドワーク               | 学習テーマに基づいて、学習者自らが現地に出かけて行き、調査や聞き取りを行うことにより、学習者の問題意識や主体的な参加を引き出すことができる手法。   |
| 母語                     | 幼少期から母親などの大人たちが話すのを聞いて習得する言語。  |
| や行                     |  |
| ユニバーサルデザイン             | 年齢、性別、障害の有無などに関わらず、すべての人が、またどのような状態のときでも利用可能なように、はじめから考えて計画し、実施するとともに、その後もさらに良いものに変えていこうという考え方。  |
| 要保護児童対策地域協議会           | 児童福祉法第25条の2に基づく協議会で、市町において、福祉、保健、医療、教育、警察など関係機関がチームとなって、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、保護、支援の内容に関する協議、調整を行う組織。代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の三層構造となっている。構成機関に守秘義務が課せられるため情報共有が密になるとともに、市町長が運営の中核となる調整機関や構成員などを公示することにより責任ある実施体制が確保されている。 |
| ら行                     |  |
| レスパイト入院                | 在宅療養をしている患者が、その家族など介護者の休息のため、一時的に医療機関へ入院すること。レスパイトとは休息の意味。   |
| ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和) | 誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発などの様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。   |



## ■ 参考資料

---

|                 |       |    |
|-----------------|-------|----|
| 人権関係年表          | ..... | 47 |
| 滋賀県人権尊重の社会づくり条例 | ..... | 51 |
| 滋賀県人権施策基本方針     | ..... | 52 |

## 人権関係年表

|   | 世界(国連)                                     | 日本  | 滋賀県  |
|---|--|---|--|
| 1946 昭和21年<br>1947 昭和22年                                      |  | 「日本国憲法」公布<br>「日本国憲法」施行<br>「教育基本法」施行<br>「労働基準法」施行  |  |
| 1948 昭和23年<br>1949 昭和24年<br>1950 昭和25年                        | 「世界人権宣言」採択                                 | 「児童福祉法」施行<br>「少年法」施行<br>「生活保護法」施行   |  |
| 1955 昭和30年  |  | 「婦人の参政権に関する条約(婦人参政権条約)」締結   |  |
| 1958 昭和33年<br>1959 昭和34年                                      |  | 「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約(人身売買禁止条約)」締結<br>「国民年金法」施行  |  |
| 1960 昭和35年<br>1961 昭和36年<br>1963 昭和38年                        | 「子どもの権利宣言」採択                               | 「身体障害者雇用促進法」施行<br>同和対策審議会設置<br>「老人福祉法」施行  | 滋賀県同和対策審議会設置   |
| 1965 昭和40年<br>1969 昭和44年<br>1970 昭和45年<br>1971 昭和46年          | 「知的障害者の権利宣言」採択                             | 同和対策審議会答申<br>「同和対策事業特別措置法(同対法)」施行<br>「心身障害者対策基本法」施行   | 滋賀県同和対策審議会答申<br>「滋賀県同和対策長期計画」策定  |
| 1975 昭和50年<br>1976 昭和51年<br>1979 昭和54年                        | 国際女性年<br>「障害者の権利宣言」採択<br>国連女性の10年<br>国際児童年 | 「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約)」締結<br>「市民的及び政治的権利に関する国際規約(B規約)」締結  |  |
| 1981 昭和56年<br>1982 昭和57年                                      | 国際障害者年<br>「高齢者問題国際行動計画」採択                  | 「難民の地位に関する条約(難民条約)」締結<br>「難民の地位に関する議定書」締結<br>「地域改善対策特別措置法(地対法)」施行   | 「滋賀県障害者対策長期構想」策定<br>「滋賀県同和対策総合推進計画」策定  |
| 1983 昭和58年  | 国連・障害者の10年                                 |   |  |
| 1985 昭和60年<br>1986 昭和61年<br>1987 昭和62年<br>1989 平成元年           |  | 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女性差別撤廃条約)」締結<br>「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律(男女雇用機会均等法)」施行(勤労婦人福祉法を改正)<br>「障害者の雇用の促進等に関する法律」改正<br>「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)」施行<br>「高齢者保健福祉推進10ヵ年戦略(ゴールドプラン)」策定 | レイカディア推進本部設置<br><br>「滋賀県同和対策新総合推進計画」策定   |
| 1990 平成2年<br>1991 平成3年<br>1992 平成4年<br>1993 平成5年<br>1994 平成6年 | 「高齢者のための国連原則」採択                            | 「障害者基本法」施行(心身障害者対策基本法を改正)<br>「環境基本法」施行<br>「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」締結<br>男女共同参画推進本部設置<br>子どもの人権専門委員会設置<br>「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)」施行<br>「新ゴールドプラン」策定  | 「男女共同参加型社会づくり滋賀県計画」策定<br><br>「滋賀県同和対策新総合推進計画(改訂計画)」策定<br>「滋賀県障害者対策新長期構想」策定<br><br>「男女共同参加型社会づくり滋賀県計画(第1次改定)」<br>「滋賀県高齢者保健福祉計画(湖国しがゴールドプラン)」策定<br>「滋賀県住みよい福祉のまちづくり条例」施行 |
| 1995 平成7年   | 人権教育のための国連10年(2004年まで)                     | 「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」締結<br>人権教育のための国連10年推進本部設置<br>「高齢社会対策基本法」施行  | 「滋賀県個人情報保護条例」施行  |
| 1996 平成8年   | 「H I V及びA I D Sと人権に関するガイドライン」採択            | 「男女共同参画2000年プラン」策定<br>地域改善対策協議会(地対協)意見具申<br>「らい予防法」廃止   | 「レイカディア新指針」策定  |

|            | 世界(国連) | 日本   | 滋賀県  |
|------------|--------|--|--|
| 1997 平成9年  |        | <p>「人権擁護施策推進法」施行(2002年(平成14年)3月25日失効)<br/>           人権擁護推進審議会設置<br/>           「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」<br/>           「児童福祉法」改正<br/>           「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(アイヌ文化振興法)」施行</p>  | 滋賀県人権教育のための国連10年推進本部設置<br>「滋賀県子育て支援総合計画淡海エンゼルプラン」策定<br>「淡海障害者プラン」策定<br>「今後の同和行政に関する基本方針」策定<br>「滋賀県国際施策推進大綱」策定                                      |
| 1998 平成10年 |        |  | 「人権教育のための国連10年滋賀県行動計画」策定<br>「滋賀県男女共同参画推進計画パートナーしが2010プラン」策定  |
| 1999 平成11年 | 国際高齢者年 | <p>「拷問及び他の残酷な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は、刑罰に関する条約」締結<br/>           人権擁護推進審議会「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」答申<br/>           「男女共同参画社会基本法」施行<br/>           「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律(男女雇用機会均等法)」改正<br/>           「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(児童買春・児童ポルノ禁止法)」施行<br/>           「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」施行</p> | 滋賀県人権施策推進懇話会設置   |
| 2000 平成12年 |        | <p>「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行<br/>           「男女共同参画基本計画」策定<br/>           「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」施行<br/>           「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」施行<br/>           「介護保険法」施行<br/>           「民法」一部改正(新しい「成年後見制度」創設)<br/>           「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」施行</p>  | 滋賀県高齢者保健福祉計画・滋賀県介護保険事業支援計画(淡海ゴールドプラン2000)」策定<br>「今後の同和行政に関する基本方針」改正  |
| 2001 平成13年 |        | <p>人権擁護推進審議会「人権救済制度の在り方について」答申<br/>           人権擁護推進審議会「人権擁護委員制度の改革について」追加答申<br/>           「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(配偶者暴力防止法)」施行</p>  | 滋賀県人権尊重の社会づくり条例」施行<br>滋賀県人権施策推進本部設置<br>滋賀県人権施策推進審議会設置<br>「淡海エンゼルプラン後期重点計画」策定<br>「滋賀県障害者対策長期構想2010」策定<br>「健康しが推進プラン」策定                              |
| 2002 平成14年 |        | <p>「人権教育・啓発に関する基本計画」策定<br/>           「身体障害者補助犬法」施行<br/>           「障害者基本計画、重点施策実施5か年計画」策定<br/>           「地対財特法」失効<br/>           「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダー責任制限法)」施行<br/>           「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(ホームレス自立支援法)」施行</p>   | 「人権教育のための国連10年滋賀県行動計画(改訂計画)」策定<br>「滋賀県男女共同参画推進条例」施行  |
| 2003 平成15年 |        | <p>「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(出会い系サイト規制法)」施行<br/>           「個人情報の保護に関する法律」施行<br/>           「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」施行</p>   | 滋賀県人権施策基本方針」策定<br>「滋賀県男女共同参画計画パートナーしが2010プラン(改訂版)」策定<br>「滋賀県高齢者保健福祉計画・滋賀県介護保険事業支援計画(淡海ゴールドプラン2003改訂版)」策定<br>「新・淡海障害者プラン」策定<br>「滋賀県国際施策推進大綱(改訂版)」策定 |

|            | 世界(国連)              | 日本   | 滋賀県   |
|------------|---------------------|--|---|
| 2004 平成16  | 人権教育のための世界計画        | 「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」締結<br>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(配偶者暴力防止法)」改正<br>「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」改正<br>「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行                                    | 「人権意識高揚のための教育・啓発基本計画」策定<br>「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」施行(滋賀県住みよい福祉のまちづくり条例を改正)                       |
| 2005 平成17年 |                     | 「男女共同参画基本計画(第2次)」策定<br>「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」改正<br>「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」締結<br>「発達障害者支援法」施行<br>「犯罪被害者等基本法」施行                              | 「次世代育成支援行動計画子どもとの世紀しがプラン」策定<br>「滋賀県個人情報保護条例」改正  |
| 2006 平成18年 |                     | 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」施行<br>「高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」施行<br>「障害者自立支援法」施行<br>「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行<br>「自殺対策基本法」施行                      | 「滋賀県子ども条例」施行<br>「レイカディア滋賀プラン」策定   |
| 2007 平成19年 |                     | 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律(男女雇用機会均等法)」改正<br>「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために刑事手続に付随する措置に関する法律」改正   | 「滋賀県配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する基本計画」策定<br>「滋賀県児童虐待防止計画」策定<br>「障害者福祉しがプラン」策定<br>「滋賀県犯罪被害者支援施策の取組指針」策定 |
| 2008 平成20年 |                     | 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(配偶者暴力防止法)」改正<br>「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」改正<br>「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」採択<br>「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」改正<br>「国籍法」改正<br>「人権教育の指導方法等の在り方について(第3次とりまとめ)」    | 「滋賀県男女共同参画計画パートナーしが2010プラン(第2次改訂版)」策定<br>「滋賀県保健医療計画」改定<br>「健康しが推進プラン」改定                           |
| 2009 平成21年 |                     | 「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」締結<br>「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」改正<br>「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行<br>「臓器の移植に関する法律」改正<br>「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する法律(青少年ネット規制法)」施行 | 「障害者福祉しがプラン」改定<br>「レイカディア滋賀プラン」改定   |
| 2010 平成22年 |                     | 「男女共同参画基本計画(第3次)」策定<br>「肝炎対策基本法」施行   | 「淡海子ども・若者プラン」策定<br>「滋賀県児童虐待防止計画」改定<br>「滋賀県多文化共生推進プラン」策定   |
| 2011 平成23年 | 「人権教育および研修に関する宣言」採択 | 「人権教育・啓発に関する基本計画」一部変更(北朝鮮当局による拉致問題等を追加)  | 「滋賀県人権施策推進計画」策定<br>「滋賀県男女共同参画計画新パートナーしがプラン」策定<br>「滋賀県配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する基本計画」改定              |
| 2012 平成24年 |                     | 「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」施行  |   |
| 2013 平成25年 |                     | 「いじめ防止対策推進法」施行<br>「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」施行   | 「滋賀県保健医療計画」改定<br>「健康いきいき21－健康しが推進プラン(改定版)」策定  |
| 2014 平成26年 |                     | 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行<br>「障害者の権利に関する条約」批准  | 「滋賀県いじめ防止基本方針」策定  |

|            | 世界(国連) | 日本  | 滋賀県   |
|------------|--------|---|---|
| 2015 平成27年 |        | 「男女共同参画計画(第4次)」策定<br>「子ども・子育て支援法」施行<br>「難病の患者に対する医療等に関する法律」施行               | 「滋賀県配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する基本計画」改定<br>「淡海子ども・若者プラン」改定<br>「滋賀県児童虐待防止計画」改定<br>「レイカディア滋賀高齢者福祉プラン」改定<br>「滋賀県障害者プラン」策定<br>「滋賀県多文化共生推進プラン(改定版)」策定 |
| 2016 平成28年 |        | 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」施行<br>「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」施行 | 「滋賀県人権施策推進計画」改定<br>「滋賀県男女共同参画計画」改定  |

# 滋賀県人権尊重の社会づくり条例

すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳および権利について平等である。

すなわち、私たち一人ひとりは、様々な個性をもったかけがえのない存在であり、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、年齢、障害、疾病等により人権の享有を妨げられることなく、個人として尊重されなければならない。そして一人ひとりの多様性が認められ、それぞのもあらゆる可能性が発揮される機会が与えられなくてはならない。

同時に、私たちはこのようない由と権利行使するに際しては、他者の自由や権利を認め合い、相互に尊重しなければならないという義務を負っている。

こうした認識に基づいて、現在および将来の世代にわたり、豊かな自然に恵まれ環境を大切にする滋賀に、人間としての尊厳が保障され、すべての人の人権が尊重される社会をつくりあげることは、私たちみんなの願いであり、また責務である。

私たち滋賀県民は、21世紀の初頭に当たり、人権が尊重される社会づくりを進めるために不断の努力を続けていくことを決意し、この条例を制定する。

## (目的)

第1条 この条例は、人権が尊重される社会づくりに関し、県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、人権が尊重される社会づくりを推進するための基本となる事項を定めることにより、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

## (県の責務)

第2条 県は、前条の目的を達成するため、人権意識の高揚を図るための施策その他の人権が尊重される社会づくりに関する施策(以下「人権施策」という。)を積極的に推進するものとする。

2 県は、人権施策の推進に当たっては、国および市町との適切な役割分担を踏まえて、これを行うとともに、必要な調整に努めるものとする。

## (県民および事業者の責務)

第3条 県民および事業者は、自ら人権意識の高揚に努めるとともに、家庭、地域、学校、職域その他の社会のあらゆる分野において、人権が尊重される社会づくりに寄与するように努めなければならない。

## (人権施策基本方針)

第4条 知事は、人権施策の総合的な推進を図るための基本となる方針(以下「人権施策基本方針」という。)を定めるものとする。

2 人権施策基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 人権が尊重される社会づくりの基本理念
- (2) 人権意識の高揚を図るための施策に関すること。
- (3) 相談支援体制の整備に関すること。
- (4) 人権問題における分野ごとの施策に関すること。
- (5) その他人権施策を推進するために必要な事項

3 知事は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ滋賀県人権施策推進審議会の意見を聴くものとする。

4 知事は、人権施策基本方針を定めたときは、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、人権施策基本方針を変更する場合について準用する。

6 知事は、人権施策基本方針に関する施策の実施状況について、毎年度、滋賀県人権施策推進審議会に報告するものとする。

## (人権施策基本方針との整合)

第5条 県は、県行政のあらゆる分野における施策の策定および実施に当たっては、人権施策基本方針との整合に努めるものとする。

## (滋賀県人権施策推進審議会の設置)

第6条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県人権施策推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、人権施策基本方針に関する事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、人権が尊重される社会づくりに関する事項について調査審議する。

3 審議会は、人権が尊重される社会づくりに関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

## (審議会の組織等)

第7条 審議会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、人権に関し学識経験を有する者および県民から公募した者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることを妨げない。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 付 則

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(以下省略)

# 滋賀県人権施策基本方針

## 1 人権施策基本方針策定の背景

### (1) 国内外の動向

第2次世界大戦中に行われた大量虐殺や特定の民族への迫害などの人権侵害や人権抑圧に対する反省から、人権問題は国際社会全体に関わる問題であり、人権の保障が世界平和の基礎であるという考え方が主流になりました。

そこで、国際連合が人権問題を取り組むことになり、第3回の国連総会（昭和23年（1948年）12月10日）で、「世界人権宣言」が採択されました。世界人権宣言は、生命・身体の安全その他の多くの基本的人権に関する基準を示し、すべての人が差別を受けることなく、これらの人権を享有できるようにすべきであると宣言しています。

しかし、世界人権宣言は、基本的人権尊重の基準を定めたものであり、それ自体が法的な拘束力をを持つものではありません。そこで、宣言で規定された権利に法的拘束力を持たせるため国際人権規約が採択されました。国際人権規約は、もっとも基本的かつ包括的な条約として、人権保障のための国際的な基準となっています。

さらに、人種差別撤廃条約や女性差別撤廃条約、子どもの権利条約等個別の人の権利保障のための条約が採択されています。また、国際婦人年や国際児童年、国際障害者年等の国際年を定め、それぞれの課題を解決するため集中的に取り組んできました。

しかしながら、人権尊重に対する各国の取り組みは一様ではなく、また、東西冷戦が終結した後も、世界各地で地域紛争が多発し、これに伴う人権侵害、難民発生など深刻な問題が起こっています。

このような中で、平成5年（1993年）には、これまでの人権活動の成果を検証し、現在直面している問題や今後進むべき方向を協議するため、ウィーンにおいて世界人権会議が開催され、人権教育の重要性を確認するとともに、「人権分野における教育活動を促し、奨励し、かつ重視するために、人権教育のための国連10年を宣言することが検討されるべきである」と唱げされました。

これを受けて、平成6年（1994年）の国連総会は、平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることを決議するとともに、「人権教育のための国連10年行動計画」を採択し、人権という普遍的文化を世界中に構築するための取り組みを開始しました。

このような国際的な人権尊重の流れの中で、わが国は、国際人権規約をはじめ、女性差別撤廃条約や子どもの権利条約、人種差別撤廃条約等の人権関係条約に加入してきました。

「人権教育のための国連10年」の取り組みでは、内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」が設置され、平成9年（1997年）7月には、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定されました。

また、平成8年（1996年）12月に、人権に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備することによって人権の擁護に資することを目的とする「人権擁護施策推進法」が制定されました。この法律に基づいて人権擁護推進審議会が設置され、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」および「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項」について審議が重ねられました。前者は、平成11年（1999年）7月に、後者は、平成13年

（2001年）5月と12月に、それぞれ答申がありました。現在、新たな人権救済制度の創設等を内容とする「人権擁護法案」が提出されています。

また、最近の法整備の動きとして、平成12年（2000年）12月には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されるとともに、個別の人権課題に対応すべく、「男女共同参画社会基本法」（平成11年（1999年））、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（平成12年（2000年））、「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年（2000年））、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年（2001年））等が制定されています。

### (2) 本県の状況

本県ではこれまで、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、患者等の人権の個別分野ごとに、それぞれの課題解決のために各種施策に取り組んできました。

また、平成10年（1998年）7月に「人権教育のための国連10年滋賀県行動計画」を策定し、これに基づき人権教育を積極的に推進してきました。

さらに入権施策を総合的に推進するため、平成11年（1999年）7月に滋賀県人権施策推進懇話会を設置し、人権施策を推進する上での基本理念や基本方向、推進体系等について協議いただき、平成12年（2000年）9月に提言がまとめられました。提言では、人権施策を推進するための具体的な推進体系として、①その中核となる基本方針を策定する必要があること、②基本方針の策定および実施に必要な推進体制を整備すべきこと、③県民とともに人権施策を総合的かつ継続的に実施していくための法的基盤となる条例を制定する必要があることの3点について指摘されています。

国内外における人権尊重の気運の高まりや提言を踏まえて、県が県民の皆さんとともに人権が尊重される社会づくりを推進するための基本となる「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」（以下「条例」という）を制定し、平成13年（2001年）4月1日に施行しました。また、知事を本部長とする滋賀県人権施策推進本部を設置し、推進体制の整備を図っています。

条例には、人権施策の総合的な推進を図るための基本となる方針（以下「人権施策基本方針」という）を定めること、そして、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ滋賀県人権施策推進審議会の意見を聴くことを定めています。これらの規定に基づき、滋賀県人権施策推進審議会を設置し、人権施策基本方針について調査・審議いただき、平成14年（2002年）10月2日に「人権施策の総合的な推進を図るための基本となる方針について」の答申をいただきました。

## 2 人権施策基本方針の性格

人権問題の解決に向けた取り組みは、これまで県行政のそれぞれの分野で行っていましたが、今後は、あらゆる分野において、人権尊重の視点に立った行政を推進していくことが必要です。

条例では人権施策基本方針に関して、第5条で「県は、県行政のあらゆる分野における施策の策定および実施に当たっては、人権施策基本方針との整合に努めるものとする」と定めています。すなわち、この人権施策基本方針は、県が各種の政策を決定し、それを具体的な施策の形で実施していくすべての段階において準拠すべき基本的な考え方を示すものです。

この人権施策基本方針では、滋賀県における様々な

人権問題の現状と課題を踏まえて、それらに対処する場合の共通の視点として、人権の基本理念を明らかにしています。そして、いずれの問題解決にも必要である基本施策とともに、それぞれの人権問題に対処するための分野別施策の方向性を示しています。

### 3 人権問題の現状と課題

#### ①女性

個人の意識や行動、社会の習慣・慣行の中には、未だに女性に対する差別や偏見、固定的な性別役割分担意識に基づくものが見られ、それが女性に対する不利益、不平等を生み出し、かつ女性の社会参画を大きく制約しています。

また、ドメスティック・バイオレンス（D V）<sup>\*1</sup>、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春やストーカー行為などの女性に対する身体的・性的・精神的な暴力という問題があります。

ドメスティック・バイオレンス（D V）は、それをする子どもに対する影響も大きく、児童虐待との関連も指摘されています。

#### ②子ども

少子化や家族規模の縮小、家族形態の多様化、家庭の養育・教育機能の低下等、子どもを取り巻く社会環境の変化の中で、子どもの権利条約にうたわれている意見表明権をはじめとする種々の権利が十分に保障されているとは言い難い状況があります。

中でも児童虐待は非常に深刻な状況にあり、平成13年度（2001年度）の子ども家庭相談センターへの虐待相談件数は455件で、10年前の平成3年度（1991年度）と比較すると約27倍に増加しています。

また、学校におけるいじめや暴力行為、不登校の増加という問題があります。

#### ③高齢者

高齢化が急速に進行しており、今後はより一層、一人ひとりが生き生きと充実した高齢期を過ごすことができる社会が求められています。しかし、単に高齢というだけで一律に社会的弱者と判断されたり、年齢制限等により働く場が十分に確保されていない状況があります。

他方で、高齢者に対する虐待（介護の放棄や拒否を含む）や、判断能力の不十分な人にに対する財産・金銭面等での権利侵害が発生しています。また、施設等における身体拘束という問題もあります。

#### ④障害者

障害のある人もない人も、より身近な地域社会とともに生活することが求められています。しかし、障害や障害のある人に対する誤解や偏見という心理的な障壁は解消されておらず、物理的、制度的な障壁も存在します。また、就労をはじめとする社会参画の場が十分に確保されていない状況があります。

さらに、虐待や判断能力の不十分な人に対する財産・金銭面等での権利侵害が発生しており、施設等における身体拘束という問題もあります。

#### ⑤同和問題

昭和44年（1969年）に「同和対策事業特別措置法」が施行されて以来、平成13年度（2001年度）まで30年以上にわたり、特別措置法のもとで数次にわたる継続した計画に基づき関係諸施策を推進してきた結果、生活環境の改善を中心とした物的事業については、相当の成果を収めてきましたが、教育、就労などの分野においてなお課題が残されています。また、今なお誤った考え方や差別意識が残っており、依然として差別事象等が発生している状況もあります。

また、同和問題に対する誤った意識が残っているこ

とに乘じて、不当な利益等を求めるえせ同和行為も後を絶たない状況があります。

#### ⑥外国人

近年における諸外国との人的・物的交流の拡大や平成2年（1990年）の「出入国管理及び難民認定法」の改正により、県内に在住する外国人は南米日系人を中心急激に増加しています。平成13年（2001年）末で24,290人であり、平成元年（1989年）の2.7倍となっています。特に南米出身の人々は約64倍にも増加しています。

このような状況の中で、外国人に対する理解不足から差別や偏見が見受けられるとともに、言語、習慣、制度、文化等の違いから、住居、労働、福祉、医療、教育等の様々な分野で問題が生じています。例えば、子どもの教育に関しては、日本語の能力が不十分なため、人間関係がうまくいかないこと、学校の授業を理解できないことを原因として、不登校になっているケース等もあります。また、高校進学が困難な状況もあります。

また、歴史的経緯からやむを得ず在住しなければならなくなつた韓国・朝鮮などの人々に対する差別や偏見は依然として残っています。

#### ⑦患者

近年、医療技術の進歩、疾病構造の変化、人口構造の変化、県民の生活水準の向上等により、健康や病気に関する意識や価値観が大きく変わってきており、患者の人権を尊重した質の高い医療の実現や、患者と医療関係者の望ましい関係の構築が求められています。

しかし、患者一人ひとりのクオリティー・オブ・ライフ<sup>\*2</sup>の確保・向上という面から見て療養環境が十分整備されているとは言えません。また、医療従事者と患者との間の相互協力関係が十分に築かれていない状況もあります。さらに、医療事故、医療過誤等を含めた医療行為に関する問題について、患者や家族の立場から相談し、苦情を申し立てる仕組みもまだ十分ではありません。

エイズ患者・H I V感染者や難病患者等に対して、不十分な知識や誤解から、今なお差別や偏見が存在します。また、ハンセン病療養所入所者等については、差別や偏見の存在とともに、長期間にわたる療養生活や、高齢であること、後遺症を有していることなどから、社会復帰が困難な状況があります。

以上のほかにも、刑を終えて出所した人、犯罪被害者、ホームレス等の人権をめぐる様々な問題が存在しています。また、インターネットを悪用した人権侵害等の新たな問題も発生しています。

### 4 人権の基本理念

#### （1）人権の普遍性・日常性

人権は、不当な差別を受けている人たちだけに関わるのではなく、私たちすべての人間に関わるという普遍性を有しています。

例えば、私たちは、テレビ、ラジオや新聞などからいろいろな情報を得、それによって自分たちの生活に必要な判断を下しています。これは、「知る権利」と呼ばれる人権を行使しているのです。

一方、人権は普遍性と同時に、きわめて身近なものであるという日常性も有しています。前述の「知る権利」は毎日の生活に直結しています。また、私たちは仕事をして収入を得、それによって毎日の生活に必要な物資を買っています。これは、「財産権」とか「勤労の権利」という人権を行使しているわけであり、これらの人権なしには、私たちの日常生活は成り立ちません。

このように、人権は県民誰もの身近な権利であり、人権尊重の社会づくりに関する県の取り組みはそのことを前提として進められなければなりません。

## (2) 人権の平等性

人権はすべての人間に対して同じように保障されなければなりません。

世界人権宣言の第1条は「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と規定しており、条例の前文も「私たち一人ひとりは・・・社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、年齢、障害、疾病等により人権の享有を妨げられることなく」とうたっており、個人の性や人種、出生などのように、その人自身の意思や努力で変えることのできない事実を根拠として、人権の享有に差別を設けることは許されません。

したがって、県がいろいろな分野で決定する政策やそれを実現するための具体的な施策は、すべての県民の人権の平等性を保障するものでなければなりません。

## (3) 個人の尊重

人権は一人ひとりの個人の尊重に根差すものでなければなりません。

条例の前文にあるとおり、「私たち一人ひとりは、様々な個性をもったかけがえのない存在であり・・・個人として尊重されなければならない」のです。生命や身体の不可侵・安全の保障というもっとも基礎的な人権は、人権がもともと個人のものであることを当然の前提としています。また、「(2) 人権の平等性」は、差別を禁じていますが、この禁止も結局は、個人の個人が保障されて初めて意味を持つわけです。そして、一人ひとりがその個性を発展させていろいろな可能性を追求することは、結果として社会全体の可能性を高め、社会に属するすべての人々にその発展の恩恵をもたらすことにつながります。つまり、県が県民一人ひとりの人権を尊重し、その個性を伸ばす施策を採択することは、県全体の可能性を拡大し、県民すべてに効果をもたらすと言えます。

## (4) 多元社会と共生

人権は様々な個性を持った個人がその人らしく生きる権利と言えます。様々な可能性を発展させることによって、多様性にみちた社会を生み出し、その中でいろいろな人たちが共に生きる状況をつくりだします。条例の前文は、「私たち一人ひとりは、様々な個性をもった・・・存在であり」とうたうとともに、「一人ひとりの多様性が認められ、それぞれのもつあらゆる可能性が發揮される機会が与えられなくてはならない」とうたっています。このことは、前述のように、県民一人ひとりの個性を伸ばすことにより、県全体の可能性が拡大し、県民すべてに効果をもたらすことにつながります。そのためには、県民のあいだで多様性が承認され、それに基づいた多元社会が実現し、その中で県民が共生していくことが必要です。

## (5) 人権の義務的性格

人権は権利としての性格と並んで、義務としての側面を併せ持っています。前述のとおり、人権は私たちみんなの身近な権利であり、平等に適用され、一人ひとりの個人を尊重し、その個性を伸ばすことを保障します。しかし、人権は国や自治体から与えられるものではなく、国や自治体を構成する個々人の絶えまない努力によって、初めて実現可能となることを忘れてはなりません。

世界人権宣言の第28条は「すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する」と規定していますが、それに続く第29条は「すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う」と規定して、人権が尊重される社会づくりの最終的な責務が実は私たち一人ひとりにあることを明らかにしています。同様に、日本国憲法第12条も「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」と規定しています。条例の前文が「現在および将来の世代にわたり、・・・人間としての尊厳が保障され、すべての人の人権が尊重される社会をつくりあげることは、私たちみんなの願いであり、また責務である」とうたっているのも、同じ趣旨です。

さらに、条例の前文は「私たちはこのような自由と権利を行使するに際しては、他者の自由や権利を認め合い、相互に尊重しなければならないという義務を負っている」とうたって、個人の人権の行使には他の個人の人権の尊重という制約を伴うことを明らかにしています。

## 5 基本施策の推進

人権の基本理念に基づき県が推進すべき基本施策を、

- (1) 人権が尊重される条件づくり、つまり人権意識  
高揚のための教育・啓発に関わるもの
- (2) 人権が侵害された場合の救済、具体的には被害者との相談・支援体制に関わるもの

に分けて示します。

### (1) 人権意識の高揚－教育・啓発

人権意識高揚のための教育・啓発活動については、家庭、学校、地域社会における人権教育および人権啓発を以下のとおり推進します。

#### (人権教育)

##### ①家庭教育

乳幼児期における家庭環境を充実することは、成長後に他人の命を大切にし、人権を尊重できる人格を形成する上できわめて重要です。

しかし、少子化や家族規模の縮小、家族形態の多様化が進み、地域社会の連帯意識が弱体化しつつある現状においては、乳幼児を育てる保護者が親族や近隣の人たちからアドバイスを受けることが困難になっています。また、男女が共同して子育てに当たる諸条件が十分でない中で、家庭が本来担うべき教育の場としての機能が十分に發揮されていない状況があります。なお、このような状況は、乳幼児期に限ったことではなく、就学後についても同様です。

したがって、このような家庭の教育機能の低下を補充し、それを強化する社会的な取り組みを一層充実することが必要です。県としても、家庭の孤立化を防ぎ、男女が共同して子育てに当たる条件を整備するため、子育てに関する学習機会や情報の提供、地域社会において、また保護者同士で情報交換を行える場の設置等、積極的に支援体制の強化を図ります。

##### ②学校教育

児童生徒の人権意識の高揚を図るため、個々の児童生徒の自尊感情を高めるとともに、他者を尊重しあいの違いを認め合う、つまり自立と共生の意識を深め、発展させる教育を推進します。

また、人権に関する知識と並んで人権に対する感性を磨くことも重要であり、そのため学校教育の中に高齢者、障害者、外国人などと交流する体験学習の機会を取り入れます。

さらに、これらの教育を推進するに当たって、個々の生徒の自主性を尊重し、自発的な取り組みを奨励するために参加型学習を促進します。

### ③社会教育

地域社会が弱体化しつつある現状にあって、人権教育の場としての地域社会の役割を再検討し、必要に応じて、その活動の支援・促進に努めます。また、生涯学習の基礎として人権教育を位置づけ、多様な学習機会の充実等学習環境づくりを進めます。

#### （人権啓発）

人権啓発のための活動は、これまで様々な場で取り組まれてきました。地域社会のほかに、県内の企業や各種団体、NPO<sup>\*3</sup>等の中にも人権啓発に取り組んでいるものがあり、県として、これらの啓発活動がより充実したものとなるよう、教材や講師に関する情報提供等の支援を行います。また、県自体も、いろいろな形で人権啓発に取り組んできており、今後ともその充実に努めます。

そして、県が人権啓発活動を支援し、自らこれに取り組む場合には、次の諸点に留意します。

まず、啓発に当たっては、人権が県民すべての日常生活に不可欠な自分自身に関わる権利であり、すべての個人が差別なく尊重され、お互いが他者の個性を尊重し多様性の中で共生すべきであり、人権が尊重される社会を形成することはすべての個人の義務でもある、という認識を深めることを目指します。

また、啓発は、他者の身になって人権を考える態度を養うこと、つまり、子どもや高齢者あるいは障害のある人などの立場に立って、それぞれ相手の感じ方、考え方を思いやる態度を身につけることを目指します。こうした意識を身につけ、それに基づいて行動する態度を自分のものとすることを人権啓発活動の目標とします。

さらに、どのような啓発も、結局は県民一人ひとりの人権意識高揚を目指します。県民がお互いを思いやれるようになることは、みんなが暮らしやすい滋賀県をつくることにつながり、結果として、県民一人ひとりがその恩恵を受けることになります。県民一人ひとりの人権意識の高揚こそが、一人ひとりの自発的な行動を促し、人権が尊重される社会の実現につながるという認識のもとに推進します。

#### （2）人権侵害に対する救済－相談・支援体制の充実

被害者の法的救済や加害者の処罰は法務省や裁判所など国の機関の専管事項であり、県が実施可能な救済手段として、相談・支援に取り組む必要があります。そこで、県としては、このような機関との連携を図るとともに、以下の点に留意して、相談・支援体制の充実を図ります。

第一に、人権を侵害された、またはされている個人が、安心してかつ容易に利用できる相談・支援体制を目指します。すなわち、利用者のプライバシーを保護し、不安を取り除き、地理的にも利用しやすいものとすることが肝要です。そのため、相談に関する秘密を保持することはもちろん、周囲を気にせずに相談できるよう、相談場所についても配慮します。また、地理的に利用可能なものとするために、国や市町村の機関との連携・協力を図ります。

第二に、利用者が信頼できる相談・支援体制を目指します。相談・支援の対象となる人権侵害が多種多様であることから、総合性・一般性に富んだ相談・支援の窓口の整備に努めます。他方で、利用者の中には一般的な指導・助言を求めるだけでなく、専門的なガイダンスを必要とする個人も含まれることから、個別の問題についてより専門的に対応できる窓口の充実を行います。

第三に、利用者が納得できる結果を出せるような、効果的な相談・支援体制を目指します。すべての相談・支援窓口があらゆる専門性を備えているとは限らず、利用者の要望に即座に対応することは不可能かもしれません。しかし、利用者が少なくとも納得できる結果を出すために、窓口相互間のネットワークの確立に努め、適切な窓口を紹介できる体制をつくります。また、紹介した窓口が利用者の要望にどのように対応し、それがどのような結果につながったかをフォローアップするように努めます。

第四に、相談・支援体制の存在、つまりどこにどのような窓口があるかが、県民に広く知られていることが必要であり、相談窓口のPRに努めます。

第五に、相談・支援等を行うNPO等と連携・協力することが必要です。利用者の立場に立って対応できることや、ノウハウを持っているという面でも、NPO等の果たす役割は重要であり、これら民間の窓口と連携・協力するとともに、必要に応じて支援を行います。

以上のような基本施策を総合的・体系的に推進するためには、基本施策に関する情報収集や研究等を行うことが必要であり、そのような場の整備について検討します。

## 6 分野別施策の推進

### （1）女性

#### ・固定的な性別役割分担意識の解消

社会に根強く残っている男女の固定的な性別役割分担意識を解消し、家庭、地域、学校、職場等でこうした意識に根差す制度や慣習の見直しを促進します。

#### ・方針決定の場への女性の参画の促進

行政、企業、地域等における方針の立案、決定に男女の意見が反映されるよう、女性の参画を促進します。

#### ・男女共同参画社会の条件整備

男女がともに職業生活と地域・家庭生活との調和・両立を図るために、育児・介護サービスの充実を図ります。また、男女がともに家事、育児、介護等を担うという社会的気運を醸成します。

#### ・職場における男女不平等の解消

職場において、女性が意欲と能力に応じた待遇を受けられるよう、男女雇用機会均等法の厳正な適用について指導・啓発します。

#### ・あらゆる暴力から女性を守る体制の整備

ドメスティック・バイオレンス（DV）、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春、ストーカー行為等の身体的、性的、精神的なあらゆる暴力から女性を守るために、迅速で適切な対応が図れるよう、子ども家庭相談センター、男女共同参画センター、警察、医療機関、司法、NPO等の関係者による連携を図り、相談、保護、自立支援の取り組みを強化します。特に自立支援については、経済的な自立の促進やカウンセリング等による精神的な支援を行います。

また、女性の保護、救済を機動的、弾力的に行えるようなシェルターの充実について検討します。

また、ドメスティック・バイオレンス（DV）が重大な人権侵害であるという認識を広めるとともに、暴力を許さない社会意識を高めるよう啓発を行います。

さらに、再発防止のため、加害者に対する教育・カウンセリングの実施について検討します。

### （2）子ども

#### ・子どもの意見が尊重される社会環境づくりの推進

子どもが夢や希望を持ち、生き生きと健やかに育っていくため、子どもが意見を表明できる機会を幅広く提供します。そして、子どもの意見や思いを社会に生かしていくための取り組みを行います。

#### ・子どもの権利の普及啓発

子どもを一方的な保護対象としてではなく、独立した人格を持つ権利の主体として認識するような気運を醸成します。そして、子どもの権利条約の内容について、子どもと並び、教育関係者、保護者など子どもに関わるすべての大人に対して普及啓発を図ります。

#### ・児童虐待防止

児童虐待の未然防止と早期発見・救済を図るために、子ども家庭相談センター、保健所、保育所、学校、医療機関、NPO等との連携強化を図るとともに、虐待防止に関する普及啓発を図ります。そして、児童虐待に関する各事案に適切に対応するために、子ども家庭相談センター等専門機関の体制や機能の充実を図ります。

被虐待児の処遇については、児童養護施設などの入所施設における体制の充実を図ります。また、家庭に近い雰囲気の中で育つことが有効であることから、里親制度の普及を図ります。

さらに、再発防止のため、虐待の加害者に対する教育・カウンセリングを行います。

#### ・児童養護施設等における子どもの権利擁護の充実

児童養護施設等では、保護者に虐待を受け、心身ともに傷を負った子どもの入所が増加しており、施設における一層適切な処遇が求められることから、子どもの権利擁護のための第三者機関の整備等、施設における子どもの権利擁護の充実に努めます。

#### ・子育て支援

保育施策の充実をはじめ、子育てを社会全体で支援するシステムの充実を図ります。

#### ・不登校児童生徒支援

不登校はどの子どもにも起こりうるものであるという視点に立ち、不登校の要因や子どもの状況に応じて、自發的に登校できるような支援を行います。

また、地域や保護者に対して、不登校についての理解を深めるための啓発を行います。

#### ・いじめ防止

いじめを生み出しやすい土壌を改善するため、個性や違いを尊重する意識や態度の育成を目指す教育を行います。これと並んで、いじめの早期発見や、被害者の心のケア、加害者の指導に努めます。

### (3) 高齢者

#### ・社会参画の促進

高齢者が、これまで培ってきた経験や知識を發揮し、生きがいを持って社会参画できるよう、支援体制の充実を図ります。また、就業の場の確保を促進します。

#### ・介護サービスの充実

自らの意思が尊重され、その人らしい自立した質の高い生活が送れるよう、介護サービスの一層の充実を図ります。

#### ・一人暮らし高齢者への支援

一人暮らし高齢者が、不安を感じることなく生活できるよう、安否確認等の体制づくりや生活支援等の一層の充実を図ります。

#### ・バリアフリー<sup>※4</sup>の促進

自らの意思で自由に外出し移動することができるよう、道路、交通機関、建物等のバリア（障壁）を解消するとともに、ユニバーサルデザイン<sup>※5</sup>の考え方に基づく誰もが住みよいまちづくりを推進します。

#### ・権利擁護の充実

判断能力の不十分な人に対する財産・金銭面および身体・精神面に関する権利侵害についての相談・支援を充実させるとともに、権利侵害を受けずに地域で安心して暮らせるよう、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の普及促進を図ります。

#### ・施設入所者等の人権擁護の促進

本人の意思に反して過度に行動の自由を制限する身体拘束の禁止など、施設入所者等の人権に配慮した質

の高いサービスが提供できるよう指導を行います。

### (4) 障害者

#### ・ノーマライゼーション<sup>※6</sup>の理念等の普及啓発

障害者が地域社会で安心して生活するためには、地域住民がノーマライゼーションの理念に基づき、障害や障害者について正しく理解することが不可欠であり、その理念等について普及啓発を行います。

#### ・地域における生活支援

地域社会で生活ができるよう、コミュニケーション支援や介助サービス等の一層の拡充を図ります。また、障害者が自らの意思で社会参画できるという意味での自立を支援する必要があり、経済的な自立という観点からは、雇用の場の確保を促進します。

#### ・バリアフリーの促進

自らの意思で自由に外出し移動することができるよう、道路、交通機関、建物等のバリア（障壁）を解消するとともに、ユニバーサルデザインの考え方に基づく誰もが住みよいまちづくりを推進します。

#### ・権利擁護の充実

判断能力の不十分な人に対する財産・金銭面および身体・精神面に関する権利侵害についての相談・支援を充実させるとともに、権利侵害を受けずに地域で安心して暮らせるよう、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の普及促進を図ります。

#### ・施設入所者等の人権擁護の促進

本人の意思に反して過度に行動の自由を制限する身体拘束の禁止など、施設入所者等の人権に配慮した質の高いサービスが提供できるよう指導を行います。

### (5) 同和問題

#### ・一般施策<sup>※7</sup>による対応

教育、就労などの分野における残された課題解決について、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努めた上で、必要な一般施策によりその解決を図っていきます。

#### ・心理的差別の解消

差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえて、人権教育、人権啓発の事業に再構築し、その中で同和問題を重要な柱として推進します。

#### ・地域総合センターへの助言

地域総合センターにおいて、その利用対象地域の実情に応じた福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となるコミュニティーセンターとして、総合的な活動が行えるよう適切な助言に努めます。

#### ・えせ同和行為の排除

同和問題に対する誤った意識を植え付け、同和問題解決の大きな阻害要因となっているえせ同和行為に対しては、警察や地方法務局等関係機関と緊密な連携を保ち、排除へ向けた取り組みを進めます。

### (6) 外国人

#### ・外国語による情報提供、日本語教育の推進

言葉の壁を解消し、在住外国人が円滑な生活を送れるよう、各種媒体を使った外国語による生活情報の提供や相談体制の充実、日本語教育の推進を図ります。

#### ・多文化共生社会の創造

外国人に対する正しい理解を深めるための啓発に努めます。さらに、異なる文化を理解しようとするだけでなく、出会いと交流を通して、お互いの文化を尊重し、違いを認め合うことで、豊かな地域文化を創造し、多文化共生社会を構築していきます。

#### ・国際理解教育の推進

学校教育においては、外国の文化や伝統を尊重し、外国人児童生徒と共に生きていく資質や能力の育成に

努めます。併せて、在日韓国・朝鮮人児童生徒が日本の学校に在籍している歴史的な経緯や社会的な背景が正しく理解されるように努めます。

#### ・外国人児童生徒への教育

学習言語としての日本語能力が不十分なために、学習意欲をなくして不登校となる子どもが増加することは深刻な問題であり、一人ひとりの児童生徒の習得状況に応じた生活適応指導および日本語指導を推進するとともに、母国の文化や言語に接する機会の確保に努めます。

### (7) 患者

#### ・療養環境の整備（クオリティー・オブ・ライフの向上）

入院施設におけるプライバシーの保護や生活環境の快適さ等の面で、日常生活の継続が可能となるよう療養環境の一層の整備を促進します。

#### ・患者主体の医療

患者には医師と対等の立場で医療を受ける権利があることを前提として、患者が主体的に参加できる医療となるよう、医療従事者に対してインフォームド・コンセント<sup>※8</sup>の確立を働きかけるとともに、患者自身に対しても、患者の 権利について自覚し、主体的に医療に参加するよう普及啓発を推進します。

#### ・正しい知識の普及啓発

エイズ患者・H I V感染者、難病患者、ハンセン病療養所入所者等に対する差別や偏見の大きな要因は、これらの疾病を正しく理解していないことにあることから、正しい知識の普及啓発を図ります。

#### ・相談体制整備

医療事故や医療過誤を含めた医療行為に関わる問題について、患者やその家族が苦情を申し立て、また相談することができる制度を充実します。

このほか、犯罪被害者への相談支援の充実や、刑を終えて出所した人の人権について啓発を行う等、人権が尊重されるための様々な施策を推進します。

## 7 推進体制

### (1) 県庁内の推進体制

この人権施策基本方針に基づき、全庁的な推進組織である滋賀県人権施策推進本部を中心に、関係部局相互の緊密な連携のもと、人権施策の総合的かつ効果的な推進に努めます。

また、基本方針に沿って、県行政のあらゆる分野で人権尊重の視点に立った行政が推進されるよう、絶えず人権尊重の視点から県の施策の点検・見直しを行います。

併せて、県が実施する人権施策を県民の皆さんが評価できるように必要な情報を積極的に公開します。

### (2) 県職員等に対する人権研修

この人権施策基本方針に基づき、施策を推進するに当たっては、施策を実施する者自身が人権尊重の理念を理解し、行動に移せることが不可欠です。したがって、県職員はもとより、教育関係者、警察職員、医療・福祉関係者など、人権に関係の深い職業に従事する者に対してより一層の人権研修の充実に努めます。

### (3) 国、市町村、N P O等との連携

人権施策は国、市町村においてもそれぞれ実施されており、県の人権施策をより効果的に推進するために、これら行政機関と緊密な連携を図り、相互に協力します。

また、人権が尊重される社会づくりの最終的な責務が私たち一人ひとりにあるという意味からも、県民、企業、各種団体、N P O等による自主的、主体的な活動は不可欠であり、これらの活動との連携を図ります。特に、N P Oは、機動性に富み、多様な個別ニーズに柔軟に対応できるなど優れた特性を持っており、様々なニーズに対応して人権施策を実施するために、県とN P Oが連携・協力するとともに自主性や自発性を尊重しながら、情報・学習機会の提供や人材養成等の支援を行います。

## 用語の解説

#### ※1 ドメスティック・バイオレンス（D V）

親しい人間関係の中で起こる暴力をいい、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力なども含む。

#### ※2 クオリティー・オブ・ライフ

生活の質的向上をいい、医療現場においては、患者や家族の人生観や価値判断を優先させ、生命、生活、人生の質的内容を重く見ていくこうとする考え方。

#### ※3 N P O

民間非営利組織（団体）。本来は、公益法人や共益団体も含む幅広い概念であるが、わが国では市民活動を中心とした団体として捉えることが多く、目的達成に重点を置いた営利を目的としない公益的な団体である。行政や企業とともに、これから社会を支えていくものとして大きな期待が寄せられている。

なお、類似の言葉で「N G O」があるが、これはもともと国連憲章の中で使われている言葉で非政府組織と訳される。通常国連では「N G O」に営利企業を入れないので、基本的には「N P O」と同じである。

#### ※4 バリアフリー

障害者が社会生活を営む上での障壁（バリア）をなくすこと。バリアには意識上のもの、建物などの物理的なもの、制度的なものなどがある。

#### ※5 ユニバーサルデザイン

年齢、性別、障害の有無に関わらず、すべての人が利用可能なように、常により良いものに改良していくという考え方。

#### ※6 ノーマライゼーション

障害者等の社会的に不利を負いやすい人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方。

#### ※7 一般施策

対象地域や対象者を限定して適用する施策である「特別対策」に対して、対象地域や対象者を限定しない施策を「一般施策」という。

（同和問題に関しては、同和対策事業特別措置法以来、特別対策が行われてきた。）

#### ※8 インフォームド・コンセント

患者が医療行為の内容について医師等から十分な説明を受け、納得の上で同意すること。



## 滋賀県人権施策推進計画

平成28年(2016年)3月

発行 滋賀県人権施策推進課

〒520-8577

滋賀県大津市京町4丁目1-1

TEL 077-528-3533

FAX 077-528-4852

E-mail cf00@pref.shiga.lg.jp



古紙パレブ配合 100%再生紙を使用しています（本文）

## 令和3年度 人権に関する県民意識調査の結果について

### 1. 調査の目的

県民の人権に関する考え方等を調査し、人権教育・啓発をはじめとする今後の人権施策を推進するうえでの基礎資料とする。

### 2. 調査の実施方法

- (1) 調査対象 県内に在住する18歳以上の者3,000人（外国人住民を含む。）
- (2) 調査期間 令和3年9月22日（水）～令和3年10月31日（日）
- (3) 調査方法 郵送法・オンライン調査法（回答者がどちらかを選択）  
外国人対象者には、やさしい日本語に配慮して作成した調査票と翻訳調査票（ポルトガル語・タガログ語・中国語・ベトナム語・英語の5か国語）を送付した。
- (4) 回収率 52.0%（有効回収数1,560件）<H28年度 52.5%（有効回収数1,575件）>
- (5) 調査項目  
①人権についての考え方 ②人権侵害を受けた経験および対応  
③人権侵害を見聞きした経験および対応  
④人権の個別分野ごとの課題  
・女性 ・子ども ・高齢者 ・障害者 ・外国人 ・患者  
・新型コロナウイルス感染症 ・犯罪被害者等 ・性の多様性（性的指向・性自認）  
・インターネット上の人権侵害  
⑤同和問題（部落差別）について ⑥人権の尊重や侵害についての考え方  
⑦人権啓発について ⑧人権が尊重される社会の実現に向けての考え方 ⑨自由記述

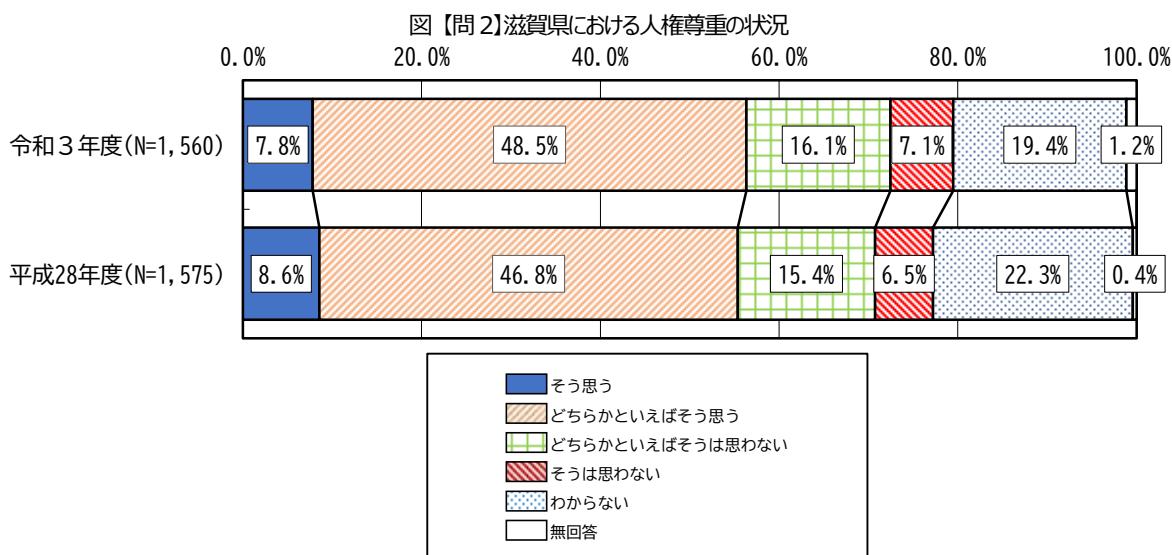
### 3. 調査結果の主なポイント

#### （1）人権についての考え方

今後の滋賀県は「人権が尊重される社会」になっていると思うかをたずねたところ、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」を合わせた“そう思う”と答えた人の割合は56.3%となっている。

逆に「そうは思わない」「どちらかといえばそうは思わない」を合わせた“そう思わない”は23.2%となっている。

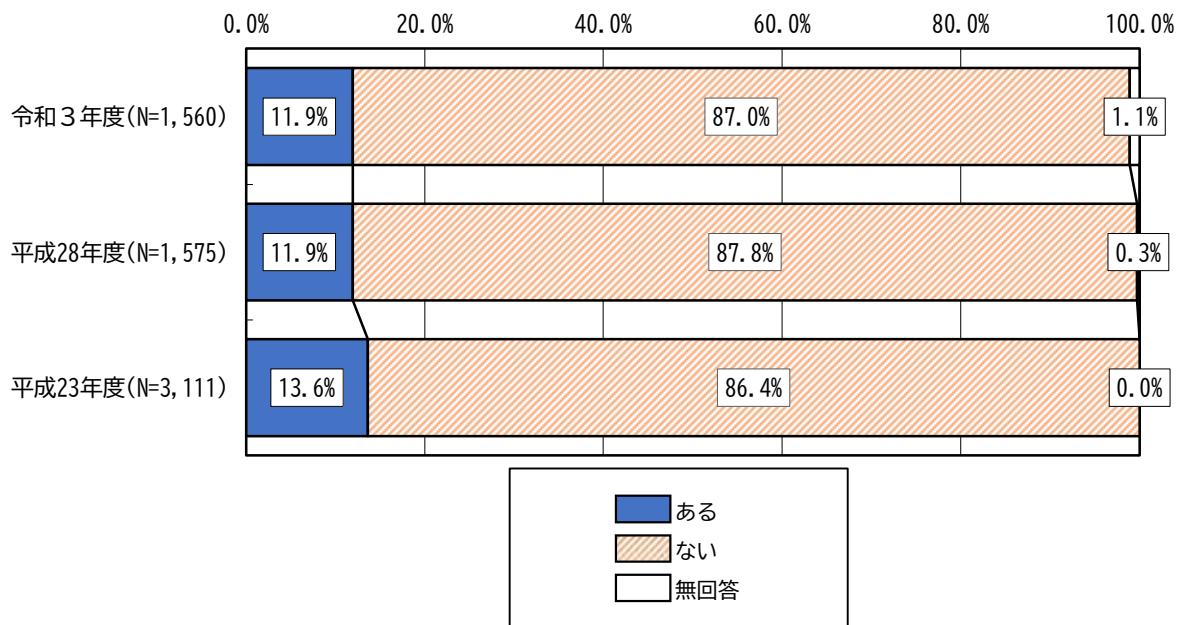
前回の調査結果と比較すると、大きな変化は見られない。これまでの人権に関する取組や教育・啓発が一定浸透してきているものと考えられるが、“そう思わない”が依然として2割強あることから、さらに人権が尊重される社会の実現に向けたさまざまな施策を実施していく必要がある。



## (2) 人権侵害を受けた経験および対応

ここ5年以内で人権侵害を受けた経験についてたずねたところ、「ある」と答えた人が11.9%、「ない」と答えた人が87.0%となっている。前回、前々回の調査結果と比較すると、大きな変化は見られない。

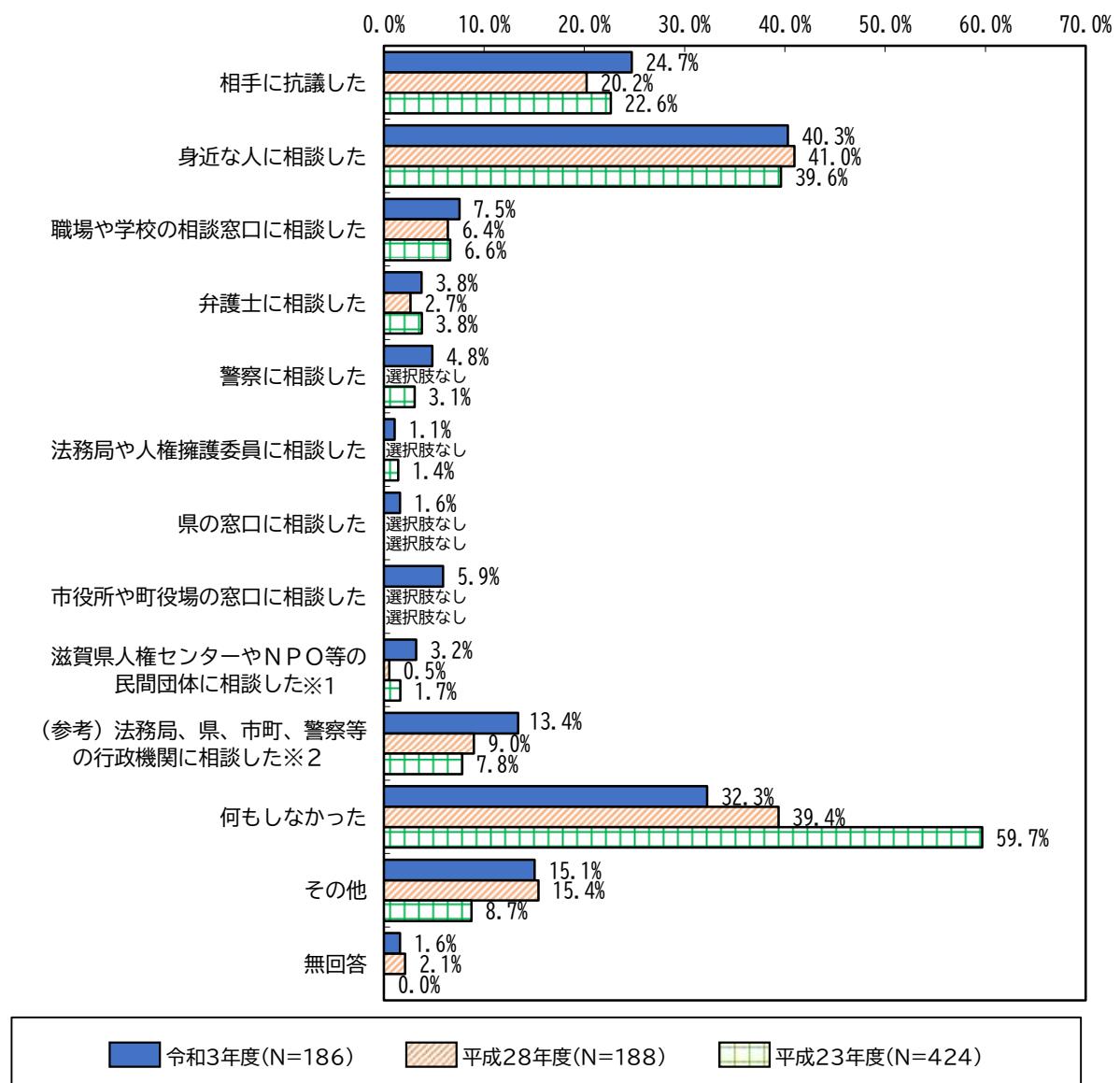
図【問4(1)】人権侵害を受けた経験



人権侵害を受けた経験が「ある」と答えた人に、人権侵害を受けたときにどのような対応をしたか（複数回答）についてたずねたところ、「身近な人に相談した」と答えた人の割合が40.3%で最も高く、次いで「何もしなかった」（32.3%）、「相手に抗議した」（24.7%）の順となっている。

前回、前々回の調査結果と比較すると、「何もしなかった」が大幅に減少し、「法務局、県、市町、警察等の行政機関に相談した」（※2）が増加したが、「何もしなかった」が依然として3割を超えていることから、引き続き相談機関の周知や相談・支援体制の充実を図る必要がある。

図【問4(4)】人権侵害を受けたときの対応（回答はいくつでも）



※ 1 平成 23 年度、28 年度の「NPO 等の民間団体に相談した」は、令和 3 年度は「滋賀県人権センターや NPO 等の民間団体に相談した」として整理算出している。

※ 2 平成 23 年度の「警察に相談した」、「法務局、人権擁護委員に相談した」、「県の機関、市役所、町役場に相談した」および令和 3 年度の「警察に相談した」、「法務局や人権擁護委員に相談した」、「県の窓口に相談した」、「市役所や町役場の窓口に相談した」は、平成 28 年度の「(参考) 法務局、県、市町、警察等の行政機関に相談した」として整理算出している。

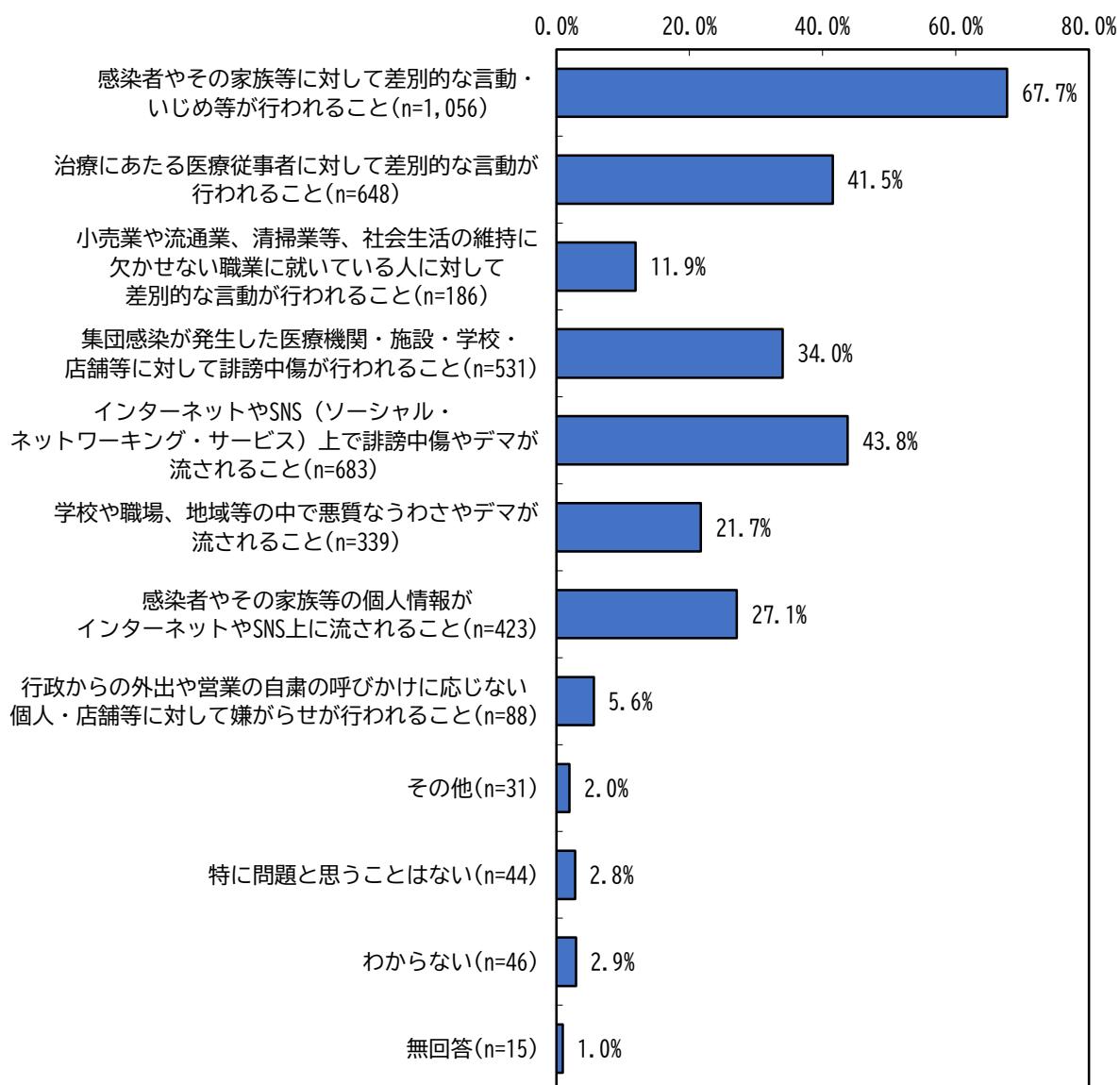
### (3) 人権の個別分野ごとの課題

#### ①新型コロナウイルス感染症に関する人権問題

新型コロナウイルス感染症に関する人権問題について、特にどのようなことが問題だと思うかをたずねたところ、「感染者やその家族等に対して差別的な言動・いじめ等が行われること」と答えた人の割合が 67.7%で最も高く、次いで「インターネットやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）上で誹謗中傷やデマが流されること」(43.8%)、「治療にあたる医療従事者に対して差別的な言動が行われること」(41.5%)の順となっている。

今後も新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害が発生する可能性があることから、これを防止するための啓発を行うとともに、被害者を支援する取組を引き続き実施していく必要がある。

図【問12】新型コロナウイルス感染症に関する人権問題について（回答は3つまで）



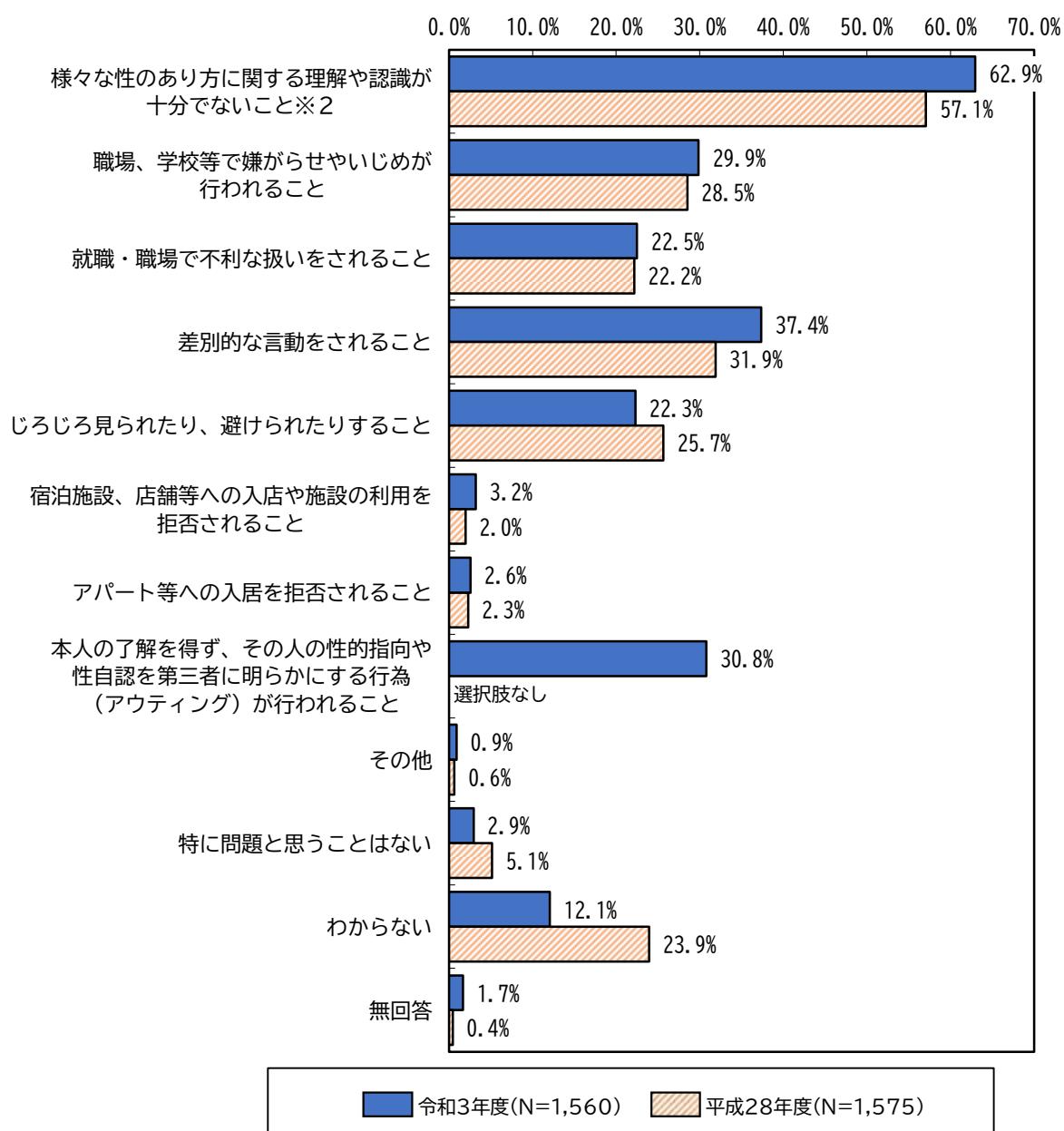
## ②性の多様性（性的指向・性自認）に関する人権問題

L G B T 等（性の多様性（性的指向・性自認））に関する人権問題について、特にどのようなことが問題だと思うかをたずねたところ、「様々な性のあり方に関する理解や認識が十分でないこと」と答えた人の割合が 62.9% で最も高く、次いで「差別的な言動をされること」（37.4%）となっている。

前回の調査では選択肢になかった「本人の了解を得ず、その人の性的指向や性自認を第三者に明らかにする行為（アウティング）が行われること」も 30.8% と 3 番目に高い数値となっている。

性の多様性に関する社会の関心が高まる一方、アウティングの問題に表されるように、職場や学校等、生活の様々な場面での理解や配慮が未だ十分ではない状況があると考えられるため、性の多様性についての正しい理解の増進につながる啓発を実施していく必要がある。

図【問15】L G B T 等の人権について（回答は 3 つまで）※1



※1 平成 28 年度は質問文を「性同一性障害者・同性愛者に関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思いますか」としていたが、同一の趣旨ではあるものの令和 3 年度は「LGBT などに関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思いますか」に変更した。

※2 平成 28 年度は選択肢の文章を「性同一性障害者・同性愛者等に関する理解や認識が十分でないこと」としていたが、同一の趣旨ではあるものの令和 3 年度は「様々な性のあり方に関する理解や認識が十分でない」と変更した。

### ③インターネット上の人権侵害

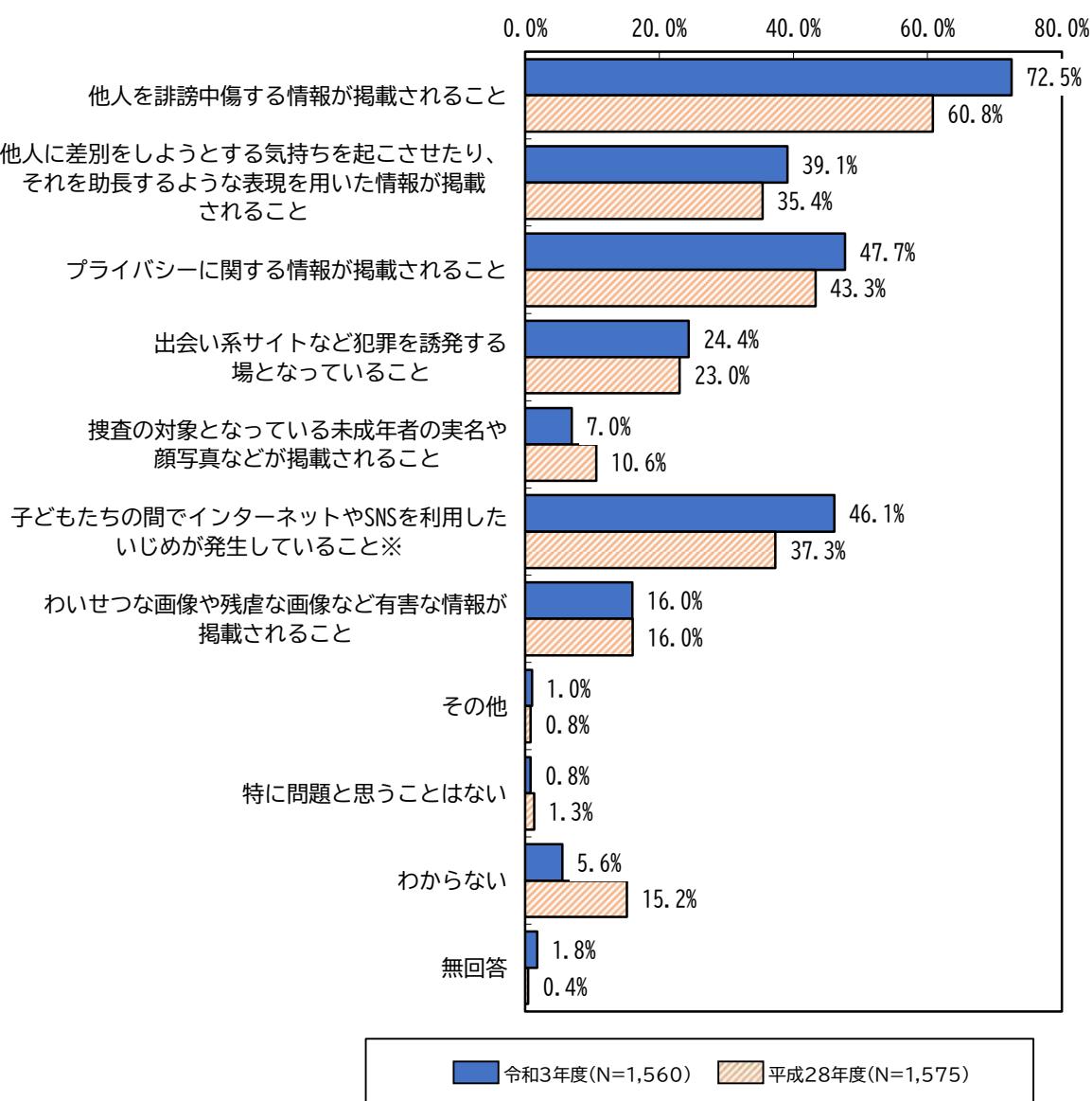
インターネット上の人権侵害について、特にどのようなことが問題だと思うかをたずねたところ、「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」と答えた人の割合が72.5%で最も高く、次いで「プライバシーに関する情報が掲載されること」(47.7%)、「子どもたちの間でインターネットやSNSを利用したいじめが発生していること」(46.1%)の順となっている。前回の調査結果と比べると、上位3項目の順位は同じ結果となっている。

インターネットやSNSの利用が幅広い層に拡大する中、他人を誹謗中傷する書き込みの増加や個人情報の流出などが大きな社会問題となり、法改正も行われている。

また、同和問題に関しても、インターネット掲示板等で同和地区名の書き込み等が行われているが、こうした行為は人権侵害のおそれが高い、違法性のあるものと考えられる。

インターネット利用上のルールやマナー、個人のプライバシー等に関する正しい理解についてさらに啓発等に取り組む必要がある。

図【問16】インターネット上の人権侵害について（回答は3つまで）



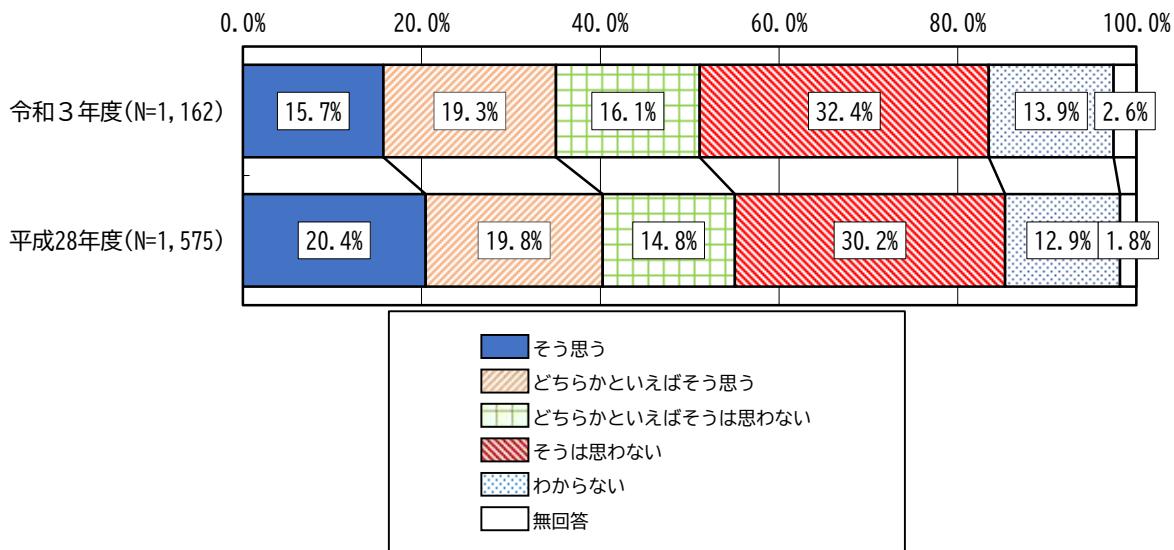
※平成28年度は選択肢の一つを「子どもたちの間でインターネットを利用したいじめが発生していること」としていたが、同一の趣旨ではあるものの令和3年度は「子どもたちの間でインターネットやSNSを利用したいじめが発生していること」と変更した。

#### (4) 同和問題（部落差別）の解決方法についての考え方

同和問題の解決方法についての考え方のうち、「同和問題のことなど口に出さず、そつとしておけば、差別は自然になくなる」という考え方（「寝た子を起こすな論」）についてたずねたところ、「そうは思わない」「どちらかといえばそうは思わない」を合わせた“そう思わない”と答えた人の割合は48.5%で、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた“そう思う”（35.0%）を大きく上回っており、一定理解が進んでいるものと考えられる。

同和問題についての正しい理解がないまま間違った情報に接すると、それを鵜呑みにしてしまい、結果的に差別の温存につながることから、「寝た子を起こすな論」は誤った考え方であり、正しく学ぶことが大切である。

図【問21：ケ】同和問題のことなど口に出さず、そつとしておけば、差別は自然になくなる ※



なお、啓発活動（広報誌）への接触状況が高い人ほど、“そう思わない”と答えた人の割合が高くなっていることから、啓発活動への接觸が多い人は、正しい理解が進んでいると考えられることから、啓発活動により多くの人が触れることができるよう努めていく必要がある。

また、平成28年（2016年）に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」を知っている人ほど、“そう思わない”と答えた人の割合が高くなっていることから、今後も法の周知に努めていく必要がある。

図 【問25：ア】「啓発活動への接觸状況（広報誌）」

×【問21：ケ】「同和問題の解決方法についての考え方（同和問題のことなど口に出さず、そつとしておけば、差別は自然になくなる）」

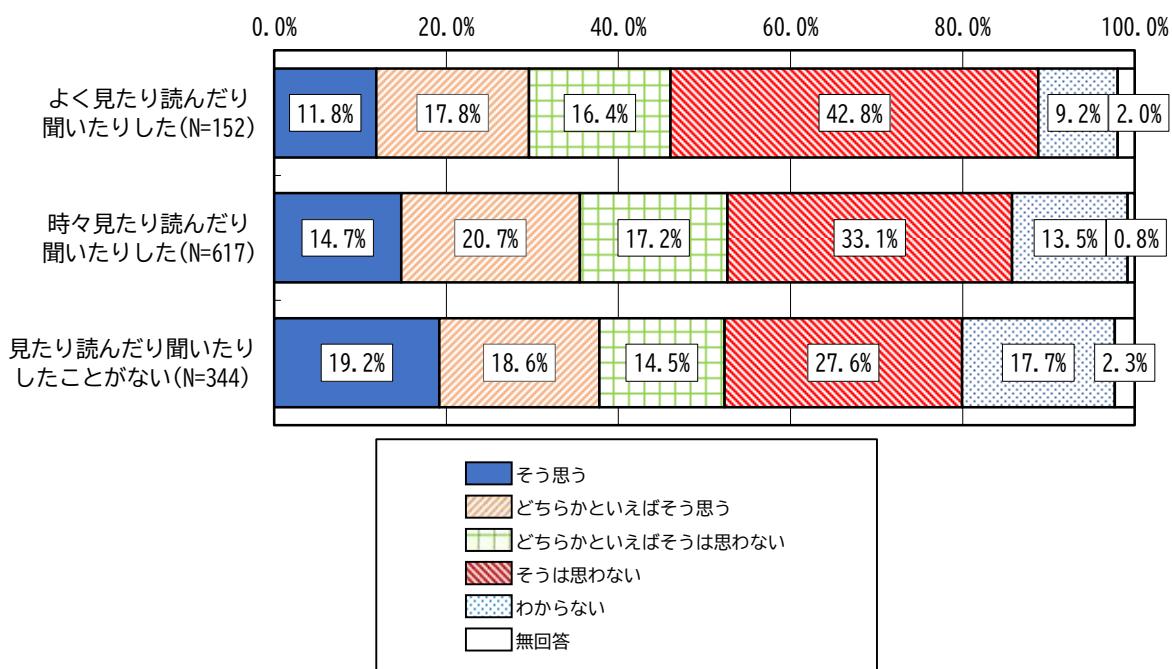
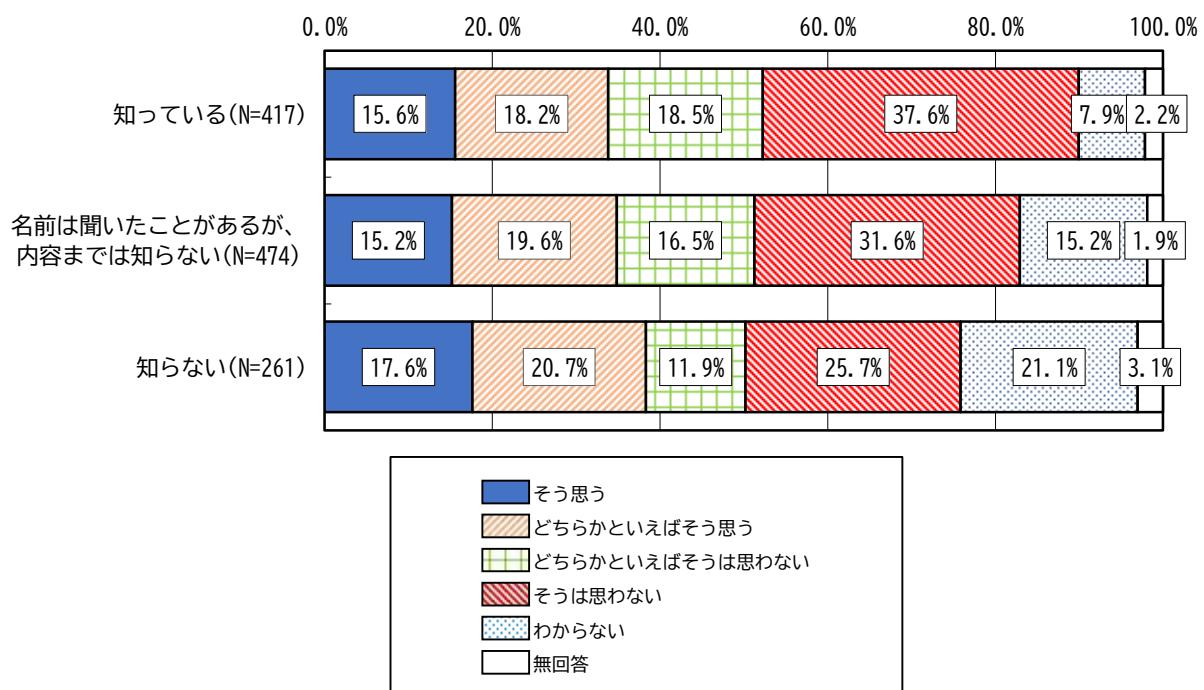


図 【問3】関係法令等の認知度（部落差別解消推進法）

×【問21：ケ】「同和問題の解決方法についての考え方（同和問題のことなど口に出さず、そつとしておけば、差別は自然になくなる）」

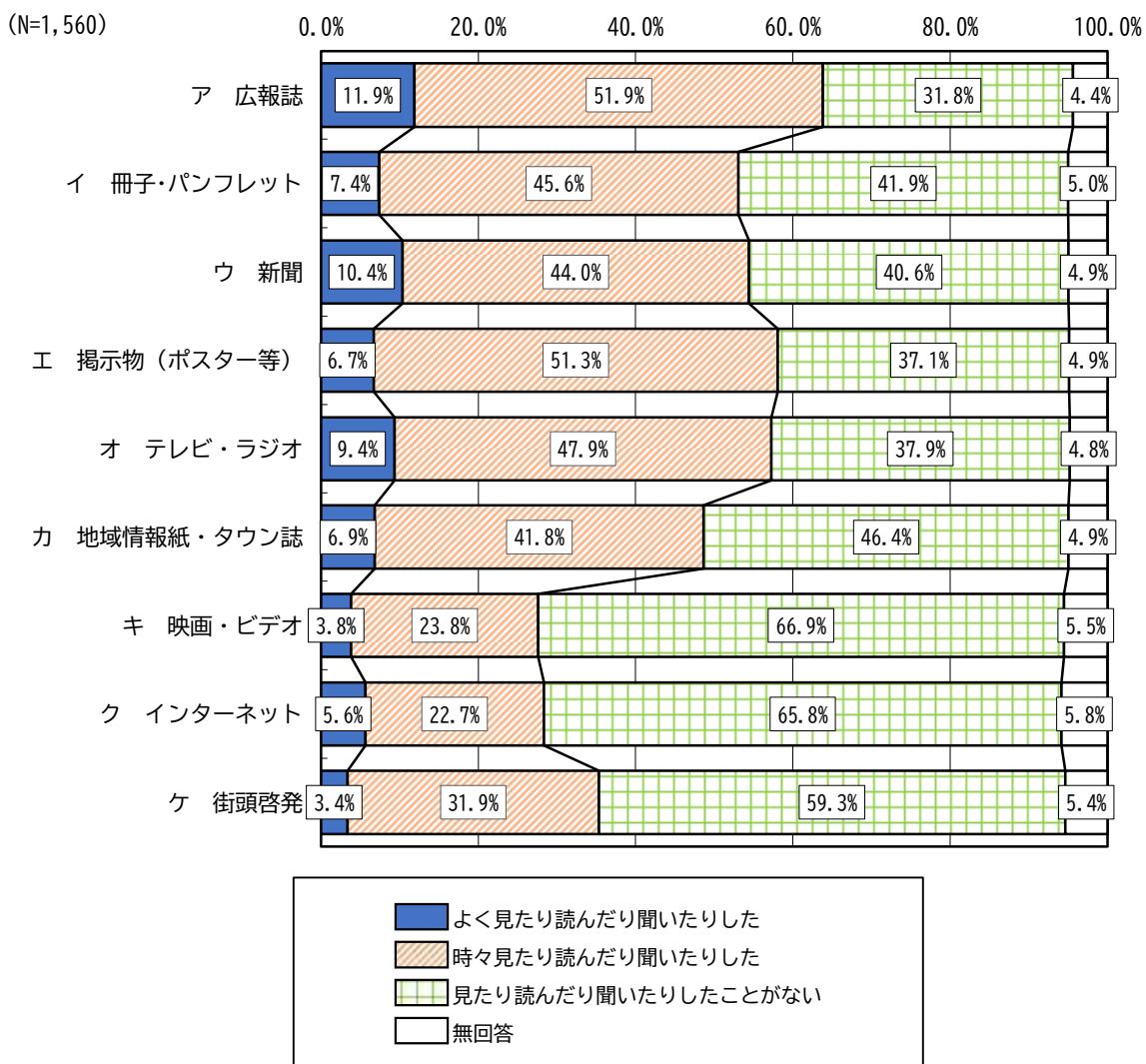


## (5) 人権啓発について（啓発活動への接触状況）

啓発活動への接触状況についてたずねたところ、「よく見たり読んだり聞いたりした」「時々見たり読んだり聞いたりした」を合わせた“見たり読んだり聞いたりした”と答えた人の割合は、広報誌が63.8%で最も高く、次いで掲示物（ポスター等）（58.0%）、テレビ・ラジオ（57.3%）の順となっている。

啓発に接する機会を確保するために、今後も様々な啓発媒体を活用していく必要がある。

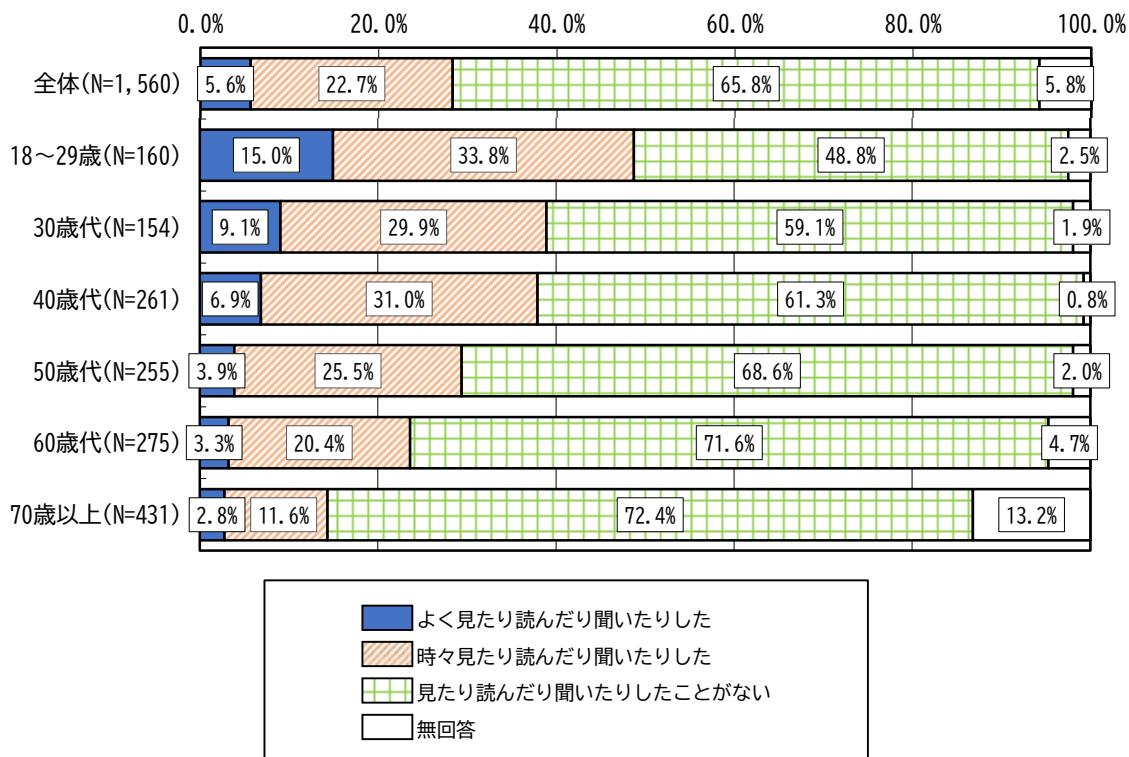
図【問25】人権啓発活動への接触状況



### [インターネットについて]

インターネットは、年齢別で見ると、“見たり読んだり聞いたりした”と答えた人の割合は他の媒体と異なり、年代が低くなるほど高くなっています。若年層への啓発に有効と考えられる。また、スマートフォンの普及などによりインターネットの利用者が増えていることからも、これを活用した人権啓発に取り組んでいく必要がある。

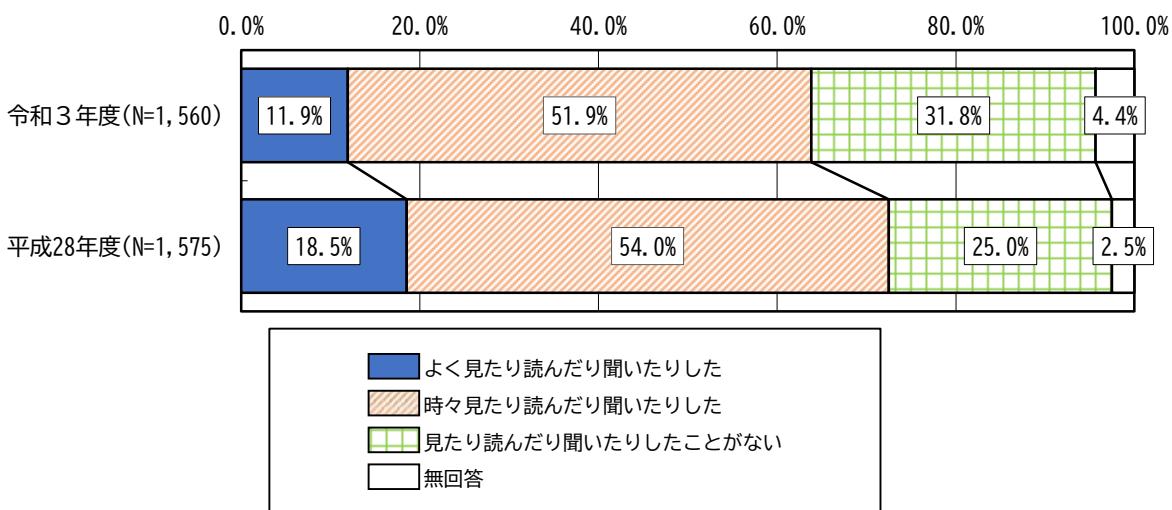
図【問25：ク】インターネット年齢別



### [前回調査との比較]

前回調査と比較すると、“見たり読んだり聞いたりした”と回答した人が最も多かった広報誌をはじめ、どの啓発媒体も“見たり読んだり聞いたりした”と回答した人の割合が低下しており、接触機会の減少が全体的な課題となっている。

図【問25：ア】令和3年度・平成28年度 広報誌

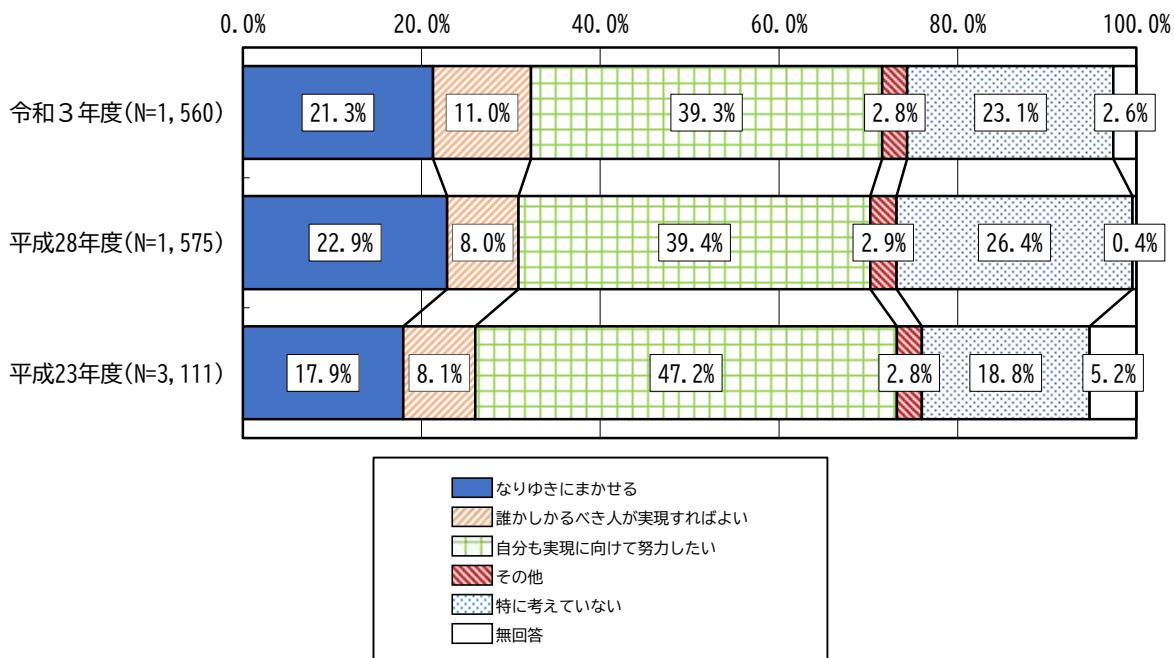


## (6) 人権が尊重される社会の実現に向けての考え方

人権が尊重される社会の実現に向けてたずねたところ、「自分も実現に向けて努力したい」と答えた人の割合が39.3%で最も高く、次いで「特に考えていない」(23.1%)、「なりゆきにまかせる」(21.3%)の順となっている。

前回の調査結果と比較すると、どの項目も大きな変化は見られず、「自分も実現に向けて努力したい」という積極的な考え方の減少傾向に歯止めがかかった状況である。

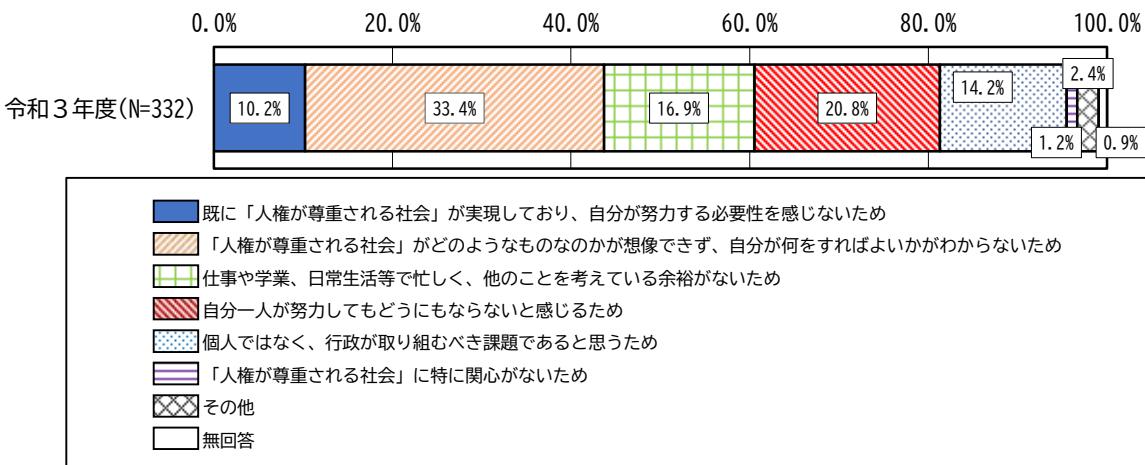
図【問27(1)】人権が尊重される社会の実現に向けての考え方



また、「なりゆきにまかせる」と回答した人になぜそのように思うかをたずねたところ、「『人権が尊重される社会』がどのようなものなのかが想像できず、自分が何をすればよいかがわからないため」と答えた人の割合が33.4%で最も高く、次いで「自分一人が努力してもどうにもならないと感じるため」(20.8%)、「仕事や学業、日常生活等で忙しく、他のことを考えている余裕がないため」(16.9%)の順となっている。なお、「既に『人権が尊重される社会』が実現しており、自分が努力する必要性を感じないため」と答えた人の割合は10.2%であり、「『人権が尊重される社会』に特に関心がないため」と答えた人の割合は1.2%となっている。

人権の尊重は国連で採抲されたSDGsの理念である「誰一人取り残さない」社会の実現のためにも欠かせないものであるため、県民一人ひとりが人権が尊重される社会について具体的なイメージを持ち、その実現に向けて自分なりの取り組みを実践できるよう、人権教育や啓発の手法・内容を一層工夫することが必要である。

図【問27(2)】人権が尊重される社会の実現に向けての考え方の理由



#### 4. まとめ

今回の調査では、「3. 調査結果の主なポイント」（1）人権についての考え方（P1）について、「人権が尊重される社会」になっていると思うかに“そう思う”と回答した人の割合が前回調査と同様5割を超えており、また、（6）人権が尊重される社会の実現に向けての考え方（P11）について、「自分も実現に向けて努力したい」と回答した人が4割を占めている。

こうした結果から、人権に関する社会の現状に満足し、さらに自ら進んで改善していくことに積極的な人が一定数いるものと考えられる。

一方、「なりゆきにまかせる」「誰かしかるべき人が実現すればよい」という人は3割強を占めており、消極的な人もいるものと考えられる。

なお、「なりゆきにまかせる」と回答した人の中でも、「人権が尊重される社会に関心がない」という人はごくわずかであり、何らかの事情や背景により、「自分も実現に向けて努力したい」と回答するには至らなかった人が大半であることがうかがえる。

社会情勢が急速に変化する中、人々の人権に対する価値観が多様化し、新たな人権問題も顕在化しており、人権に対する世代間の意識の差異も見受けられる。人権が尊重される豊かな社会を実現するためには、国や地方自治体など公的機関の取組に加え、県民一人ひとりが人権について関心を持ち、日常生活の様々な場面で具体的な実践に結び付けることが重要である。

このため、県民の人権についての理解や関心がより深まり、主体的な行動につながるような啓発活動に取り組むとともに、人権が尊重される社会の実現に向けて消極的な考え方を持つ人にも、人権が日々の生活に深く関わっていることが理解され、共感が得られるよう、年齢層も意識した啓発を工夫して実施していく必要がある。